

秘密法に反対する全国ネットワーク 第2回全国交流集会

当日配布した資料集

+

少しだけ報告、討論まとめ、集会アピール

日時： 7月5日（土）午後5時～7月6日（日）午後2時

場所： 5日＝PLP会館4階大会議室（会議後同会議室で交流会）
6日＝山西福祉記念会館ホール

秘密保護法廃止ネットワークおおさか 秘密保護法廃止！ロックアクション



★プログラム：

5日 会場＝PLP会館 4階大会議室

17:00～・国会情勢などの報告 杉原浩司さん（秘密保護法を考える市民の会）

17:30～・各地域からの取り組み報告

19:00～・交流会

6日 会場＝山西福祉記念会館ホール

09:30～・各地域からの取り組み報告と問題提起

11:00～・情勢分析と法的問題点について（西 晃 弁護士）

12:30～・講演＝英国エセックス大学人権センター 藤田早苗さん 「国際人権基準と秘密保護法」

・討論のまとめと今後の行動提起

14:00 終了

★オプション：

15:00～・大阪弁護士会主催 野外集会「平和主義が危ない！秘密保護法廃止！！」

16:15～ パレード

全国交流集会開催へのご協力、ありがとうございました！

自由法曹団 宮本亜紀

7月5日、7月6日（土日）の2日間にわたり、「秘密法に反対する全国ネットワーク 第2回全国交流集会」が、大阪で開かれました！（第1回は4月6日に愛知にて。）2日間で120人が参加しました。

昨年12月6日に強行採決で特定秘密保護法が成立した後、今年12月12日期限で施行予定の今、施行される前に廃止させようと全国で活動しておられる市民団体や個人の方々が、大阪に集われました。6月22日に修了した通常国会では、廃止法案が提出されましたが、廃案となり、反対に、特定秘密法を具体化する国会法改正（情報監視審査会の設置）が成立しました。この情勢において、私たち市民は何ができるか、昨年12月6日以後、諦めることなく全国で様々な工夫に満ちた活動を継続している方々と交流し、意見交換し、決意を共有できたことは、大きな成果でした。



7月5日（土）夕方から始まり、最初に、東京で国会審議等を傍聴するなど最前線で活動されている杉原浩司さん（秘密保護法を考える市民の会）から、国会情勢などを報告いただきました。私は、通常国会開会前は民主党も廃止法案を出すと言っていたのに結局出さず、廃止法案を日本共産党、社民党、無所属の糸数慶子さん・山本太郎さんが出すに至った様子や、「特定秘密」の追認機関となる少人数・秘密会の「情報監視審査会」を作る国会法改正案の審議が何度も政府答弁不能に陥ったにも関わらず、たった7時間の審

議で成立した様子が、生々しく語られたことが印象的でした。

次に、全国各地の市民団体等から活動報告がありました。岡山、和歌山、岐阜、神奈川、埼玉、愛知、長野、東京、広島等の10団体からの報告は、地道に継続して街頭宣伝をしていること、桜の季節やサッカー・ワールドカップの時事ネタを取り入れたり、浴衣で踊る目立つ宣伝をしていること、地方議会に請願・陳情をして不採択も続く中、採択の成果もあげたこと等が報告されました。また、特定秘密保護法反対活動だけでなく、集団的自衛権反対活動とは、憲法破壊の戦争への道である点で共通してやれること、脱原発活動とは、情報隠蔽の危険の点で共通すること、盗聴法拡大反対活動とは、政府が市民を監視する情報統制をする点で共通することなど、他の社会・人権問題に取り組む人たちと協働していることが報告されました。特に、特定秘密保護法反対を明確に掲げる全国の弁護士会と連携して街頭宣伝やデモ行進をすれば、これまで縁のなかった他団体と繋がるができることが、各地で報告されました。街頭で冷たくピラを払われる全く関心を持たない市民にはどうしたら良いのか、大阪でも悩んでいます。全国でも同様に悩みながらも、継続すれば次第に変化があること、楽しく目立つ工夫などが、大いに参考になりました。他にも、最後の「討論のまとめと行動提起」に整理されています。

そして、夜には飲食しながらの交流会へ。各地の名産品・お土産も美味しくいただき、第1回愛知集会でおいした方と元気に再会できたり、新しい方とも交流ができて、とても楽しめました。

7月6日（日）は朝早くから、各地の活動報告の続きと、大阪での活動報告をさせていただきました。その中で、私は、京都の北の端にXバンドレーダーの米軍基地が作られている状況を警察に監視されながら毎日写真を撮っている方が、特定秘密保護法が施行されれば、警察が直ちに動くだろうという報告を聞いて、特定秘密法の直接の危険が表れることに本当に危機感を持ちました。また、長野県では地方議会のほとんどが特定秘密保護法反対の決議を採択しているその背景には、市民の全力の反対活動があるとの報告に、黙って動かなければ、政治は悪くなる一方で、声を上げなければ何も変わらないと改めて感じました。

その後、大阪の弁護士である西晃さんの講演がありました。西弁護士は、①人間は、どうしても心地よい情報だけ信じたがるということ、最近のサッカー・ワールドカップでも日本代表はベスト8までいけるというマスコミのあおりを聞いて思っていたが、トップクラスのプレーを見れば、ザック・ジャパンは技術的にも追い付いていないことが明らかだとわかったという例を挙げて話をされました。また、戦争前・中は②政府の発表する情報は全く信じられないということ、『検証！防空法』という大阪空襲訴訟に

関する本を引用して、ヒロシマに原爆投下の2日後に政府・軍部は、手足を服で覆ってれば新型爆弾（原爆）が落ちて火傷しないので怖がるなど広報していたことを挙げられ、参加者からは啞然とし痛苦のどよめきがありました。そして、③戦後は文部省でも、国民が政府を監視しなければ暴走すると真理をついて繰り返し子どもに教えていたということを、『あたらしい憲法のはなし』の教科書とその副読本を例に挙げて紹介されました。

そして、特別講演として、英国エセックス大学人権センター研究員である藤田早苗さんから国際人権法の観点及び国連での活動を報告いただきました。藤田早苗さんは、情報の流通が人民の幸福に欠かせないという例として、途上国に国際援助金で開発がもたらされても、住民らにタイムリーにふさわしい情報が伝わらず決定過程に住民が関われないと、援助が環境汚染など害悪をもたらすことを挙げられました。そして、情報へのアクセスは、すべての人権の前提条件であり、要石（key stone）であると言われました。そうなので、秘密法制のような情報流通を制限するような法律を作るには、時間を掛けて検討すべきで、世界銀行やアジア開発銀行の情報公開政策も3～6カ月パブリックコメントをし、それに対する返答もオープンにディスカッションして、2年程かけて法制を作ったのに対し、日本の特定秘密保護法が、たった2週間のパブコメ、



67時間の審議で成立したことだけでも、国際的にあり得ないとの批判が上がっていることが紹介されました。昨年の法案段階で、国際的な法律家団体からの批判する勧告、国連特別報告者（日本を含めた人権理事会によって任命された独立専門家）のフランク・ラ・ルー氏（表現の自由担当）とアナンド・グローバー氏（健康への権利担当）からの国際人権規約に反するとの報告、さらにはナビ・ピレイ国連人権高等弁務官から、少なくとも急ぐべきでないとの勧告について、日本政府は誤解だ、国連の人権理事会の正式な勧告ではないと無視して法律を成立させたという経緯が紹介されました。日本の秘密保護法は、アメリカ国防省と国家安全保障会議（本家 NSC）の元高官モートン・ハルペリン氏（アメリカの秘密法制の専門家）からも「21世紀に民主的な政府が検討した中で最悪の法」と言われ、アメリカが日本にそのような秘密法制を要求したことはないと言われているそうです。そして、日本は国際人権規約を批准（国として確認・同意、取り入れて守るという意思表示）し、国際協調主義（憲法98条2項）を謳う日本国は、国際人権規約（自由権規約）19条に反する特定秘密保護法は廃止するしかないと強調されました。ちょうど、来週7月15・16日に国連本部のジュネーブにて、自由権規約の審査があり、事前に政府報告書が提出されたのに対し、NGOによるカウンターレポート（日弁連、他19団体の報告書等）が提出されているので、ここで特定秘密法も審議され、その結果が、7月末までに出されるとのことです。この国連勧告に基づいてさらなる特定秘密保護法廃止活動が発展可能との力強い報告でした。



最後に、終了時間が押し迫る中、大急ぎで、討論のまとめと行動提起をし、集会アピールを採択しました（巻末に掲載しています）。

その後は、全国から集った皆さんと、大阪弁護士会主催の秘密保護法廃止・平和主義を守れという扇町公園での集会とデモに参加しました。

集会ご参加の皆さま、大阪で、全国で集会開催をご支援いただいた皆さま、ありがとうございました。

もくじ

【講演・報告資料】

・お礼と報告	3
・藤田早苗さんの講演資料	6
フランク・ラルー氏のビデオメッセージ	13
・杉原浩司さんの報告資料	15
海渡雄一弁護士の資料	18

【各団体の報告資料】

・秘密保護法の撤廃を求める埼玉の会	23
・北大生宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会（東京）	24
・ストップ秘密保護法かながわ	26
・秘密保全法に反対する愛知の会	28
・秘密保護法廃止を求める岐阜の会	29
・反戦老人クラブ滋賀	30
・秘密のヒミツ（京都）	31
・Stop 秘密保護法廃止岡山県共同行動実行委員会	33
・Stop！秘密保護法わかやま共同行動	35
・秘密保護法廃止！ロックアクション（大阪）	37
・秘密保護法廃止ネットワークおおさか	40

【討論まとめ・アピール】

・討論のまとめと行動提起	42
・第2回全国交流集会アピール	43

国際人権基準と秘密保護法

2014年7月6日 藤田早苗

世界人権宣言では；差別の禁止、生命・身体の自由、移動の自由、思想・信条の自由、表現の自由、情報への権利、集会・結社の自由、居住の権利、食糧への権利、健康への権利、教育への権利 など

「独立した国家で定期的に選挙を行い、政府に批判の声をあげる反体制政党があり、広範囲に検閲を設けないで新聞が政府の政策を自由に報道し、疑問を呈することを許すいかなる国も、飢饉に苦しめられたことはない」（アマルティア・セン）——情報へのアクセスすべての人権の条件、要石（Keystone）

「情報の自由は基本的な人権であり、国連が関与するすべての自由の試金石（touchstone）である。」

第1回国連総会決議59（1）（1946年12月14日）

世界銀行、ADBの情報公開政策、 定期的なレビュー、改定過程
3ヶ月〜6ヶ月のパブリックコメント（返答も公開） オープンディスカッション（コンサルテーション）最終的に2年以上かける。（例：南アでの秘密保護法作成過程）

表現の自由に関する国連特別報告者（フランク・ラ・ルー） 声明 11月21日

- 特別報告者——日本を含めた人権理事会によって任命された独立専門家
- **国際法における人権基準に照らし合わせた法案の適法性について憂慮を表明。**
- 「秘密を特定する根拠が極めて広範囲であまりだ」「内部告発者、そして秘密を報道するジャーナリストにさえも重大な脅威をはらんでいる」

ラ・ルー特別報告者の声明に対して

- 首相「誤解だ」「人権理事会の意見ではない」
- ラ・ルー声明「日本政府にさらなる説明を求める」
- 秘密保全法に反対する愛知の会、政府・国連間の対話について情報公開請求 → 黒塗り資料（*）
- 日本政府の返答（2014年1月31日）国連により公開

特別報告者への日本政府の返答（2014年1月31日）

- 「通報がどのような情報に基づくものか不明だが、特別報告者が得た情報は不正確である」
- 「秘密保護法は憲法にも自由権規約にも違反しない」

国連人権高等弁務官（ナビ・ピレイ） 12月3日 **政府や国会に慎重な審議を促す**

- 「何が秘密を構成するかなど、いくつかの懸念が十分明確になっていない」
- 「国内外で懸念があるなかで、成立を急ぐべきではない」
- 「政府がどんな不都合な情報も秘密として認定できてしまう」
- 「日本国憲法や国際人権法で保障されている表現の自由や情報にアクセスする権利への適切な措置が必要」

•

ピレイ発言への自民党内の反応

- 「なぜこのような事実誤認の発言をしたのか、調べて回答させるべきだ。場合によっては謝罪や罷免（要求）、分担金の凍結くらいやってもいい」（城内実外交部会長）
- 「そもそも内政干渉」「弁務官という立場は失格だ」

ピレイ発言に対する首相の答弁

「外務省によると、修正が施され、国会がチェック・アンド・バランスの役割を果たしているということについて評価をいただいている」 ???????

ピレイ氏の趣旨

- 「修正が施されたことは評価するが、今後も対話を続けたい・・・」

→人権高等弁務官としてはまだ秘密保護法には問題を感じており、今後も修正部分を含んだ最終版を基に政府と対話を続けるつもり

- 公式英訳――8月半ばに暫定公開（7月の自由権規約審査に間に合うか？）

モートン・ハルペリン氏

- 米国防総省と国家安全保障会議（NSC）の元高官、現在、オープンソサエティ財団上級顧問
「日本の秘密保護法は、21世紀に民主的な政府が検討した中で最悪の法」

法案作成過程の非民主制を批判、「米国に要求されたから」という日本政府の言い分を否定

「情報にアクセスする権利」

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）19条

1項： すべての者は、干渉されることなく意見をもつ権利を有する。

2項： すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む

情報にアクセスする権利の原則

- 自由が原則であり、制限（を加えること）は例外→「情報にアクセスする権利」に関して――「まずは公開を前提とすべし」と考える。 “Presumption in favour of disclosure”

情報へのアクセスに対する制限（19条3項）

- 情報へのアクセスが否定されるときはその理由は明確にかつ狭く定義されるべき。（国内法は明確にかつ狭く定義された公開の例外事項のリストか公開を拒否する理由の説明を含むべき。）
- そして 次の三つの条件を満たさねばならない。
 1. アクセスへの制限は法によって規定されなければならない
 2. 19条3項の（a）と（b）に規定されている理由に関してのみ制限を課することができる（a.他の者の権利又は信用の尊重（b）国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護）
 3. 制限はそれらの目的のために必要でなければならない

公開による損害と公共の利益に関するテスト

情報公開によって相当な損害が生じる危険性がある場合のみ制限を加えることができるが、その場合も**政府はそ**

の情報公開がどうして損害になるのか、どのようにどれくらいの損害になるのか、を説明しなければならない。また、その制限が国際人権法に矛盾しないものであることを説明する責任がある。

そして、公開によって生じうる損害は公開による公共の利益よりも大きくなければならない。

→ある情報の公開により損害が生じる危険性があっても、その情報を公開することによる公共の利益のほうが大きい場合は、公開しなければならない。(→ツワネ原則3)

公開によって生じる損害が大きいのか、公益のほうが大きいのかは「**独立機関**」によって判断されなければならない。その判断は情報を所持する機関ではいけない。(→ ツワネ原則4)

国会法改定案：情報監視審査会の国会設置に関して

- 5月30日：衆議院議員運営委員会に法案の審議入り。参考人質疑も含めて7時間だけの審議→委員会（強行）採決。 6月13日衆議院本会議採決

6月19日 参議院議院運営委員会に審議入り

19日3時間、20日4時間、参考人質疑も取り消し（計7時間）

→ 20日、委員会、本会議で強行採決

特別報告者による報告書

「情報へのアクセス権（知る権利）」についても

フランク・ラ・ルーによる報告書（2013年9月）

→ 人権規約の実施に考慮すべきもの

自由権規約人権委員会の見解と特別報告者の報告書—「情報へのアクセス権」に関する原則→「ツワネ原則」の基本・土台

日本が批准している国際人権条約

- 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（社会権規約）1979年批准
- 市民的、政治的権利に関する国際規約（自由権規約）1979年批准—19条「表現の自由・情報へのアクセス権」**
- 人種差別撤廃条約 1955年批准、女性差別撤廃条約 1985年批准、拷問禁止条約 1999年批准
- 子どもの権利条約 1994年批准、障害者の権利条約 2013年12月批准（4日国会承認）など

国連人権機関

国連憲章に基づくもの 人権理事会 (人権理事会は特別報告者を任命)

人権条約に基づくもの 各条約の委員会：条約によって設置された委員会。委員は加盟国によって任命された個人の専門家。(自由権規約委員会など)

各人権条約には委員会がある

- 条約によって設置された委員会。委員は加盟国によって任命された個人の専門家
- 報告書審査・・・定期的に締約国は条約の実施状況を報告し、審査を受ける→「最終見解」
- 一般的意見 (General Comment) --条約規定の解釈。締約国の実施義務の内容を具体的に提示。「情報にアクセスする権利（知る権利）」についても (一般的意見34番)
- 個人通報制度—OECD諸国で日本のみ未批准

7月の自由権規約の審査（7月15, 16日）

事前に—政府報告書、NGOによるカウンターレポート（日弁連、19のNGOの報告書、オープンソサエティ財団、アムネスティインターナショナル）

ジュネーブで—NGOによる委員へのブリーフィング【7月14,15日】

- 委員会と政府との「建設的対話」→委員会による「最終見解（Concluding Observation）」—勧告

自由権規約委員会審査の議題

男女の非差別と権利の平等、生きる権利、拷問または残虐な、非人道的あるいは品位を傷つける取り扱いの禁止、奴隷制度と奴隷状態の排除（人身取引、「従軍慰安婦」など）

外国人の追放と拘留、宗教の自由、言論、表現の自由、少数派に属する人たちの権利 など

日本は自由権規約に批准している

「批准」——条約や協定を国として確認・同意する。「その条約を我が国も取り入れて守る」という意味

国際人権条約の国内実施

- **憲法 98 条 2 項** 「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」
- 日本では国際人権基準を国内法で実施
- →**人権条約に反する国内法は改定・廃止しなくてはならない。**（条約は法律より上位。）

（ex.男女雇用機会均等法、非嫡出子相続差別の是正）→条約と国内法の整合性（共謀罪では「国際組織犯罪防止条約」に利用）

人権条約に反する国内法の改定・廃止

- 日本の秘密保護法—自由権規約 19 条違反；19 条に見合った秘密保護法？→ ツワネ原則に従った改定が必須

日本政府による国連勧告無視という問題

「（国連勧告もツワネ原則も）民主国家なら、どうして従わないのか、どこが従えないのかを人々に説明する義務がある」（モートン・ハルペリン）。 勧告へのフォローアップ必要

秘密保護法と自由権規約 現状を下げるものをわざわざ作った。（規約上の他の問題—既存の問題）

日本は人権に関して心配される国になっている？

EU、日本に「人権条項」要求＝侵害なら経済連携協定停止（2014年5月6日）

表現の自由度ランキング（国境なき記者団）。独立したメディアの役割

オープン・ガバメント・パートナーシップ

透明性、市民社会の強化、汚職との戦い、ガバナンスの強化を促進するための政府の強いコミットメントを確保するため 2011 年設立【8 か国】→現在 64 か国

（7月7日、東京でキックオフ集会）

秘密保護法は国際人権規約違反である

藤田 早苗 (英国、エセックス大学人権センター)

国際人権基準からみた秘密保護法

私は英国のエセックス大学人権センターに所属しており、国際人権法の定める「情報にアクセスする権利」の観点から世界銀行やアジア開発銀行の情報公開政策を考察してきた。のちに紹介するように、国際人権法は日本の憲法よりも詳しくこの権利の内容を定めている。その基準を用いて、国際NGOはこれらの開発金融機関の情報公開政策の改善を促してきた。また、これらの開発金融機関は情報公開政策などの重要な政策を作成、改定するときには、パブリックコメントに2カ月から6カ月の期間を設け、加盟国でのコンサルテーションも行い、それぞれのコメントとそれらに対する返答もウェブ上で公開する。最終的に理事会が採択するまでには2年以上か

け、じっくり審議するのである。そのような過程に関わっていた私は、昨年の秋に、日本政府が秘密保護法案をつくり、パブリックコメントの期間を2週間しか設けず、年内成立を見込んでいると知った時、驚愕した。加えて法案の中身が国際人権条約の定める基準から逸脱していることに大きな問題を感じた。

昨年10月25日の秘密保護法案の閣議決定に際し、すでにニューヨーク・タイムズなどがこの法案の問題を報道していたので海外でも知られるところとなっていたが、さらに国際世論を高めるべく私は法案を友人と英訳し、表現の自由に関する著名な国際NGOのARTICLES (在ロンドン) と表現の自由に関する国連特別報告者のフランク・ルーに紹介した。彼らは国際人権法の定め

る「情報にアクセスする権利」の基準に照らして秘密保護法の問題を指摘し、次々に声明を発表した。

国連特別報告者とは、国連人権理事会に任命された独立の専門家であり、ラ・ルーは世界中の表現の自由に関する問題をあつかう。彼は声明で「秘密保護法案は透明性を脅かすものである」「秘密を特定する根拠が極めて広範囲であらまいだ」「内部告発者、そして秘密を報道するジャーナリストにさえも重大な脅威をはらんでいる」と懸念を表明した。

この声明は2012年に福島原発事故の健康への影響を視察するために来日した、健康への権利に関する国連特別報告者であるアナンド・グローバーとの共同声明であり、グローバーは、「特に災害においては、市民が継続的かつ迅速に情報を提供されることは必要不可欠だ。それによつて、市民が健康に関して正確な判断が下せるからだ」と緊急事態における透明性の完全な確保の重大性を強調した。

この特別報告者による声明により、日本の秘密保護法案の問題は国連人権機関の関係者に広く知られることとなった。そして、12月2日に行われたナビ・ピレイ国連人権高等弁務官への記者会見でもこの問題についての質

問が投げかけられた。人権高等弁務官というのは国連人権機関のトップであるが、彼女はその質問に答えて「何が秘密を構成するかなど、いくつかの懸念が十分明確になっていない」「国内外で懸念があるなかで、成立を急ぐべきではない」「政府がどんな不都合な情報も秘密として認定できてしまう」「日本国憲法や国際人権法で保障されている表現の自由や情報にアクセスする権利への適切な措置が必要である」と懸念を述べた。

これらの国連の人権専門家による声明や発言は日本のマスコミも報道し、国会の答弁でも取り上げられたが、特別報告者の声明に関する質問に安倍首相は「誤解しているようだ。人権理事会の意見ではない」と答えた。またピレイ高等弁務官の発言に関しては「外務省によると、修正が施され国会がチェックアンドバランスの役割を果たしていることを評価すると、事実上修正をしたということについての評価も頂いている」という返答をしている。後者の答弁に関しては、ピレイ氏の記者会見の翌日ジュネーブの外務省日本代表部がピレイ氏を訪問し、何らかの対話がされたと伝え聞いているが、その内容は明らかではないため今後、外務省と国連に確認する予定である。また、12月5日の毎日新聞によれば、自民党はピ

レイ発言に反発し「分担金の凍結」「内政干渉」「公務員失格」などという意見が飛び出したという。国連の勧告に対するこのような論外な態度の背景には、人権条約の締約国として日本が負っている義務内容について議員たちの無知もあるのではないか。

人権規約の締約国である日本

憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」としているが、日本は1979年に「市民的、政治的権利に関する国際人権規約」（自由権規約）を批准しており実施義務を負う。

後で見るように当規約の19条2項には「情報にアクセスする権利」が明記されている。特別報告者や自由権規約の実施状況を監視する自由権規約委員会はこの権利の内容や国家の義務を明確にしてきたが、ラ・ルーの声明やピレイ発言はそのような国際人権基準に基づいている。また日本でも知られるようになった「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）もこの国際人権基準を土台にしてつくられた。

日本では何らかの人権条約を批准する際には必要な国内

ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と規定する。そしてこの規定は「**まずは公開を前提とすべし**」と考える (Presumption in favour of disclosure) ということを求めている。これは自由権一般に当てはまる「自由が原則で、制限を加えることは例外でなければならない」という基本原則に基づく。この公開前提はツワネ原則10でも提唱されている。

自由権規約は19条3項で情報へのアクセスに制限を課すことを許している。だがそのためにはいくつかの条件を満たさなければならない。まず、アクセスへの制限は法によって規定されなければならない、情報へのアクセスを制限する理由は明確にかつ狭く定義されるべきで、国内法はそのように定義された公開の例外事由のリストか、公開を制限する理由の説明を含むべきである。また制限は (a) 他の者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護 という目的のために必要とされるものに限る。

さらに、制限を加えることができるのは公開によって重大な損害が生じる危険性がある場合のみだが、その場合も政府にはその情報公開がどうして、どのように、ど

法の整備が行われる。たとえば1985年の女性差別撤廃条約批准に際しては男女雇用機会均等法が制定された。また、条約を批准した際には条約は法律よりも上位にあるので、人権条約に反する国内法は改定・廃止しなくてはいけない。たとえば自由権規約委員会は日本の非嫡出子の相続差別は国際人権法が禁ずる「出生に基づく差別」であるとして、民法改正の勧告を日本政府に与えてきた。このような国際人権基準と国内法の不整合の問題は、自由権規約19条2項と秘密保護法にも当てはまる。

人権条約の締約国は各条約の委員会に定期的に実施状況を報告し審査を受けるのであるが、今年7月には日本の自由権規約の審査がある。そこで秘密保護法の規約上の問題が議論されるべく、現在、日弁連や市民団体は委員会への報告書(カウンターレポート)の提出準備をしており、筆者も関与している。

情報にアクセスする権利

では、国際人権法が定める「情報にアクセスする権利」とはどういうものか。自由権規約19条2項は「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自

れくらいの損害を生じるのかということと、その制限が国際人権法に矛盾しないものであることを説明する責任がある。加えて、公開によつて生じる損害は公開による公共の利益よりも大きくなければならない。つまり、ある情報の公開により損害が生じる危険性があつても、その情報を公開することによる公共の利益のほうが大きい場合は、公開しなければならないのである。そしてその損害か公益のどちらが大きいかは「独立機関」によつて判断されなければならない。その判断は情報を保有する機関ではいけない。これらのルールはツワネ原則3と4に適用されている。

このように自由権規約は「情報にアクセスする権利」に締約国が制限を与える場合には厳しい条件を課しているが、秘密保護法がこれらの国際基準からみて問題を含んでいることは明らかである。今年7月の自由権規約委員会による審査ではこの点が議論されると思われるが、国内でもそれに向けて世論や運動が高まることが望まれる。

なお、2013年12月23日の名古屋における講演も参照されたい。

<http://nohimityu.exblog.jp/21207170/>

東京新聞

〒100-8505 電話 03(6910)2211
東京千代田区内幸町二丁目1番4号
中日新聞東京本社



紙面について
●電話 03-6910-2201 (土日祝日除く) 9:30~17:30
●FAX 03-3595-6935
東京新聞ホームページ
TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp
本紙記者がツイッターでつぶやいています
東京新聞政治部
東京新聞けいざいデスク
東京新聞写真部
東京新聞鉄道クラブ
東京新聞文化部
東京新聞文芸部
東京ちゆん太(生活部)
東京ライター(外報部)

無理を重ね砂川が根拠

半世紀超す議論無視

首相の集団的自衛権容認論

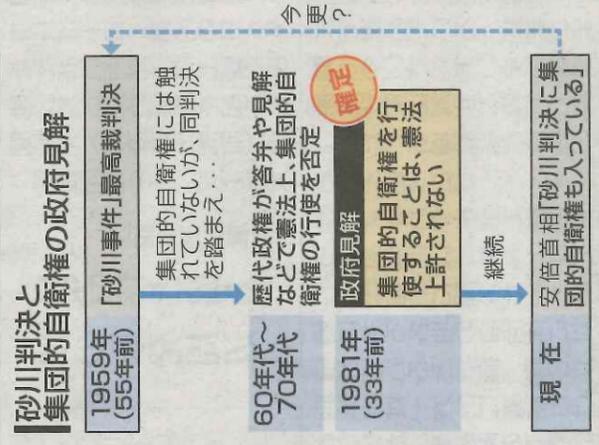
安倍首相や自民党幹部が集団的自衛権の行使を容認するため、一九五九年の最高裁による砂川事件判決を根拠にする考えを相次いで示している。しかし、この判決は五十五年前のもの。歴代政権は判決を踏まえた上で、集団的自衛権の行使は「憲法上許されない」とした政府見解を三十三年前に定め、維持してきた。安倍首相は今になって、判決に独自の考えを加えて解釈改憲に利用しようとしている。この判決の無効を求める動きまであり、憲法解釈の根拠とする正当性も揺らしている。

(金杉貴雄、新開浩) 関連◎面

砂川事件 一九五七年、東京都砂川町(現立川市)の米軍立川基地拡張に反対するテモ隊の一部が基地内に立ち入り、7人が日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反の罪で起訴された事件。東京地裁は米軍駐留は憲法九条に反するとして無罪を言い渡した。検察側の上告を受け、最高裁は五九年に一審判決を破棄し「わが国が、存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは国家固有の権能の行使として当然」との解釈を示した。

最高裁は砂川判決の一部で「わが国がその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得る」とし、憲法九条の下でも自衛権は認められるとの見解を示した。集団的自衛権については触れていないが、政府はその後、六〇〜七〇年代に集団的自衛権に関する憲法解釈を国会答弁などで積み重ね、八一年に「集団的自衛権は憲法上許されない」との答弁書を閣議決定。現在まで政府の見解として維持されている。

判決は個別的自衛権を認めたもので、集団的自衛権は問題になっていないとの考えが一般的な学説だ。歴代政権はこれを踏まえ、憲法解釈で集団的自衛権の行使を否定してきた。だが、首相は半世紀以上の経緯を無視するかのようになり「判決には集団的自衛権も入っている」と主張し始めた。長谷部恭男東大教授(憲



判決正当性も疑問

この最高裁判決をめぐっては、有罪判決を受けた元被告らが夏ごろに再審請求する準備を進めている。請求の行方次第では、判決の存在自体が危くなる。再審請求は、裁判長としての事件を担当した田中耕太郎最高裁長官(故人)が、判決直前にマッカーサー駐日米大使らと非公式に会談していたことが、機密指定を解かれた米公文書で判明したために提起されようとしている。

日本の研究者らの開示請求で二〇一一年に見つかった米國務長官宛ての公電(五九年十一月五日付)で、マ大使は田中氏との会談内容を報告。田中氏の言葉を「(一審を担当した東京地裁の)伊達(秋雄)裁判長が憲法上の争点に判断を下したのは全くの誤りだったと述べた」と紹介し、「裁判長は一審判決が覆ると思っている印象」と本国に伝えていた。開示請求にかかわった元

山梨学院大学教授の布川玲子氏(法哲学)は、これが評議内容を部外者に漏らすことを禁じた裁判所法に違反するとし、砂川判決自体を「無効」と指摘する。元被告の土屋源太郎氏(元静岡市)も「司法の中立を放棄した判決。安倍首相が解釈改憲の根拠にするのは問題」と批判。代理人の吉永満夫弁護士も「米公文書は再審の新証拠として十分成立する」と話す。

秘密保護法 言わねばならないこと



人権問題の専門家
藤田 早苗氏
ふじた・なほみ 英エッセイ
大権センター研究員。名古屋大学大学院国際開発研究科修士。王天で国際人権法修士号、法学博士号取得後、2009年から現職。

特定秘密保護法は国連の「市民的、政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)に反し、国連人権機関のトップであるヒレイク連人権高等弁務官は「何かが秘密を構成するかが曖昧」と、懸念を表明している。自由権規約は一九条に「情報をアクセスする権利を明記し、まずは公開を前提とすべき」と求めている。この権利を法律で制限する場合、制限する理由は明確かつ狭く定義されるべきだともしている。公開によって重大な損害が生じる場合のみ権利の制限は許されるが、公開による公共の利益の方が大きい場合は公開しなければならぬ。損害と公益は「独立機関」で比較される必要があるとしている。こうした指摘を安倍首相

首相は無視した。条約締結国の義務を理解していないのではないか。憲法九八条一項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とする。日本政府は一九七九年にこの規約を批准し、実施義務がある。自由権規約は国際条約で法律より上位のものだから、条約に反する国内法は改定・廃止なくてはならない。日本政府は国際組織犯罪防止条約の批准のため共謀罪新設が必要と主張し、条約と国内法の整合性を問題にする。他方で自由権規約と秘密保護法の整合性を無視するといつは自己矛盾だ。七月には自由権規約委員会による審査があり、秘密保護法も議論される。ビシイ高等弁務官も日本政府と議論を続けるという。政府は真摯に対応すべきだ。

条約と「秘密」矛盾

きょうの紙面

待機児童ゼロ課題も	27
TPP、日米いぜん溝	3
学ぶう 高畑監督受賞	6
育休復帰どんな準備	10
團菊祭、6年ぶり復活	15
統一球 また飛びすぎ	18



19 世界各地を巡ってきたワールドカップのトロフィーが日本上陸。きょう渋谷で公開。

特報	24-25
除染被ばく防護ずさん	28
オンリーワン新聞生地	18 19
親鸞	10 11
書らし	10 11
証券	12 17
地域	20 21
テレ・ラジオ	13-16

大震災被災者数 死者 1万5885人

北沢元防衛 解釈改憲を 日弁 集団的自衛権の是非をめぐる土連合会は十日でシンポジウム「憲法と憲法主義」を問う」を国会議員や市民らに参加した。民主党の北沢元防衛が基調講演。九月から二年間務めた北沢氏は正式に、日本の権力がなくなることばまったく論議を披露。「にやてよい



「原発」 金融機関の上院原発を訴える 庫(東京都品川) 穀理事長(ま)が 発ゼロで日本経 する(角川学芸 した新書を出 ンタビューに 氏は「政府は原 ば経済が立ち った情報を流し が、違つ。原発 済を成長させる 伝えたい」と語 東日本震災 福島第一原発事

表現の自由に関する国連特別報告者フランク・ラ・ルー氏のビデオメッセージ

(2014年3月10日、ジュネーブ。記録及び文字化：藤田早苗)

私の名前はフランク・ラ・ルー、国連人権理事会の表現の自由に関する特別報告者です。

この支援メッセージを情報の透明性を求め、秘密に反対し、情報へのアクセス（これらは非常に重要な事柄だと思います）を求めて活動を続けてきた日本の皆様、日本弁護士連合会、人権団体、そしてすべての個人の方々にお送りします。

私はいつも皆様に申し上げるのですが、表現の自由はわれわれが二つ方向で行使する権利です。一つには、どのような情報に対してもアクセスできるということ。つまり、科学、文化、犯罪捜査、また特に公共の情報に対してです。二つ目のレベルでは、それ（表現の自由）はあらゆる手段を介して情報を発信することによって、自分の考えを広める権利です。しかし、情報にアクセスする権利と表現の自由の間には、意見と思想の自由というものがあります。

私たちは気持ちや意見を、情報を得ることによって形成するのですが、そのようにして形成した自分の考えに基づいて、自分自身の立場を表明します。ですから、情報を得ることは非常に重要で、これによって、現実には、必要な時にいつでも情報に基づいた意思決定を行うことが可能になるのです。私が思うには、情報へのアクセスは、例えば、民主主義社会の市民の参加のための市民権に必要不可欠なものです。そして情報へのアクセスは、汚職とたたかうための透明性に有効であるばかりではなく、政策一般がどのようなものであるかを知るためにも、有効です。

人々が公の情報や情報へのアクセスについて語る時、人々は普通、経済的な情報または予算のことを考えるでしょう。間違っていないかもしれませんが、これだけではありません。ある決定がなされた過程についての情報、政治的な決断や、公共政策が如何に確立されたか、なぜそれが確立されたのか、誰が決めたのか、そのプロセスに対する評価はあったのか、なかったのか、を知ることにも含まれます。

これらすべては人々が知る権利をもつあらゆる民主的な社会の要素であり、われわれが擁護するものです。

それゆえ秘密法は民主主義を弱める所以です。秘密保護は過去の遺物とすべきです。過去には、秘密保護は権力者を守るものと考えられていました。権力は神から皇帝へ、皇帝から市民へと引き継がれました。そして誰にも質問を差し挟む権利がなかったのです。これは、日本でも王を戴いたヨーロッパでも同様でした。

しかし、民主主義を確立するときには、これは逆です。権威は、人々に由来し、選挙によって選ばれた代表に委ねられます。そして、権威とは信頼を意味します。人々は選挙によって選ばれたか、あるいは指名された公務員を信頼しなければなりません。そして、信頼とは透

明性を意味します。人々は何がなされたのか、誰が決めたのか、なぜそれらの決定がなされたのか、を知る権利があります。ですから、秘密保護の出番はもはや無いのです。

もちろん、例外はあります。他の個人の権利を保護するためという例外、ある特定の時期における国家安全保障のための例外、犯罪捜査の期間という例外などです。

しかし、これらは特定の短期間のことです。基本は公開であり、誰でも情報にアクセスできなければなりません。ジャーナリストは特にそうです。なぜなら、ジャーナリストは、新聞なり、ラジオなりで広く一般にきちんと報道するために、調査に基づいて情報を得ることが出来なければならないからです。

それで、私が考えるのは、公の情報は公共財だと認識すべきだ、ということです。公の情報は市民に属するのです。ポケットに仕舞込んで隠す人には属さないのです。このことが、秘密保護を、人々の利益に対立するもので、民主主義にも対立するもの、つまり本質的に反民主主義だ、と私たちが強く主張する所以です。

そのため、私たちが民主主義を確立するとき、情報へのアクセスを規定した法律が不可欠なのです。例外はあるかもしれませんが、必要最小限の例外です。そして例外は次の3つのルールによって規定されなければなりません。1) 法によって明文化されたものであること、2) 損害や他の人権侵害を防ぐために必要であること、3) そして、均衡が取れたものであり、秘密保護期間は、その人権を守るための限定的なものでなければならないということ、です。

何でも禁止してしまうこと、何でも秘密にしてしまうことは、何度も言いますが、情報にアクセスする権利の侵害です。これは、国連人権委員会決議の原則ばかりではなく、欧州人権裁判所や米州人権裁判所のような地域裁判所でも、守られてきた考え方です。したがって、きわめて明確に定義されたものです。

これが、秘密保護を根絶し、情報へのアクセスを維持し、絶対的な透明性に到達するために日本でされている、皆様の活動に対して私が祝意を表す理由です。皆様は、貴国の未来のために活動されているのだと思います。世の中の出来事がどのようにして起こったのかについて完全に知ることが出来、市民権を完全に行使する人々だけが、未来の民主主義システムを真に構築することが出来るのです。

皆様に栄光あれ。

(和訳：津田秀一、高田洋子、藤田早苗)

※7月2日に行った実行委員会での討論レジュメと議論をもとにまとめています。

1、2014年前半の廃止運動をふりかえって

(1) 結論

- ・昨年の12・6秘密保護法成立後、全国で廃止までたたかうという声明などが出される。
- ・さまざまな困難はあったが、6月16日に秘密保護法廃止法案提出を遂に実現。ここに廃止運動の成果と課題が集約。廃止法案の提出は世論に応えるもの。法案提出時の盛り上げは不十分。残念ながら民主、生活は不参加。次の段階でなんとか参加を実現。鍵は民主代表選に示されるゴタゴタの収束と世論の盛り上がり。
- ・秋の臨時国会に向けて運動の布石となった。

(2) この間の運動

- 全国での廃止運動の展開。秘密保護法反対・廃止運動の着実な広がりとは定着。一度法律がつくられるとそれ以降運動が継続されない従来の運動の限界を突破しつつある。
- ・廃止署名、約40万人分を3回にわけて提出。
- ・「12・6を忘れない6日行動」が全国でたたかわれる。特に6・6「12・6を忘れない6日行動」の国会前行動には激しい雨の中約100名参加。院内集会には130名参加。
- ・全国で反対運動をたたかう団体が全国ネットを結成(1月24日)
- ・秘密保護法対策弁護団結成、300名の弁護士が参加。
- ・国際社会からの秘密保護法批判の声。ツワネ原則の紹介と広がり。ハルペリン氏の招聘。5・8(院内)、5・9(東京)、5・10(日弁連)、5・11(名古屋)の講演会の成功、ハルペリン氏の意見がメディアに大きく取り上げられる。
- ・国会法改定案をめぐる攻防は立ち後れたが、改定国会法反対を明確化させた。この点は廃止という立場と、秘密法の具体化にかかわる問題に。国会を秘密保護法体制に組み込む国会法改定法案の焦点化。5月30日提案、衆参各7時間のわずかな審議で強行採決・成立させる暴挙。
- ・6・20院内集会、国会法改定反対緊急国会前行動、共同記者会見
院内集会への参加者が少なかったことは反省材料。
記者会見には10団体と藤田早苗さんが参加。立場を超えての参加の意味は大きい。秋の運動につながる可能性。

(3) 実行委員会の運動の体制づくり

秘密保護法反対運動の廃止運動への発展のなかで、実行委員会の運動の飛躍問われる。事務局会議、分担体制の確立で対応。署名・全国ネット・国会対策担当を確定。

2、今後の運動の課題(案)

(1) 臨時国会を念頭に秋の運動を準備

- ・秘密法廃止運動と12月施行(期限は12月12日)問題
簡単ではないが4党プラス無所属議員で廃止法案提出をめざす。世論の盛り上げが不可欠。ただ、12月施行を前に、廃止法案には乗れないが施行延期を打ち出す政党が出る可能性。廃止法案提出に慎重な民主、生活がどうするか。
- ・秘密保護法と改定国会法
改定国会法反対運動への取り組みの遅れ。廃止という立場からの内容的批判が必要だった。

「内部告発の窓口がない情報監視審査会」というようなスローガンとして改定国会法廃止を訴える必要。情報監視審査会の具体化に向けた議運での議論のウォッチングも必要。

・内閣府(情報保全監察室、独立公文書監理監)、内閣官房(保全監視委員会)の三機関に示される政令問題への対応

政権は焦点化を恐れ、政令での乗り切りを図る。ここにどう切り込むか。今後の焦点化は不可避。

夏頃に予想されるパブコメへの対応を積極的におこなう(昨年9月のようなアリバイ作りにさせないために、事前に政府交渉等を行い、結果の詳細な公開などを約束させる／パブコメセミナーの開催など)。

・情報保全諮問会議の問題点と追及(会議を開かず、個々の委員との密室議論)

(2) 国際的観点からの批判

・7月15日～16日に国連自由権規約委員会での審査。日弁連、人権 NGO がロビイング。秘密保護法対策弁護団のホームページに逐一情報を掲載。7月28日に「勧告」か、午後に議員会館で記者会見を予定。

・表現の自由に関わる国連特別報告者フランク・ラ・ルーさんのビデオメッセージを広める。

・ツワネ原則

(3) 解釈改憲反対運動

・今後とも全力をあげる。集団的自衛権の行使が秘密保護法と一体であることを訴える必要。

3、その他

・7月17日横浜 デビッド・ライアン氏講演(実行委員会協賛)

・情報公開クリアリングハウス、自由人権協会、ペンクラブが「開かれた政府」プロジェクト

<6月19日>

【大野元裕】

秘書がセキュリティークリアランスを、適性評価を受けていない。その者に対して、特定秘密の提供を受けた議員が院外において、例えばその後の審査会に関係をするような質問だとか、あるいは様々な情報のやり取りだとか、こういったことを行った場合も、私、ここに当てはまるのではないかと。つまり、秘書が、本来であれば議員さんの様々な政策あるいは国政調査、こういった活動を補佐する役目の人が適性評価の対象として考えられていないということは、議員を犯罪者にするに私は等しい規定ではないかというふうに思いますけれども、規則の提案者、いかがお考えでしょうか。

【大野元裕】

先ほどの規則の方もそうですけれども、ほとんど何か詰めていないように見える。そんな中でこれ(対外情報機関)だけぽこっと出ているのは非常に違和感があって、逆に安倍政権が、よく、様々な新聞見えていますけれども、随分右寄りじゃないかと、こんな議論もあります。惹起してしまう、そういった懸念を、ものではないかと思えますし、私は削除が適切ではないかと思えますけれども、提案者の御意見を伺いたいと思えます。

<6月20日>

【福山哲郎】

政府が提出を拒否することがないような必要な保護措置を講じるということをどのように担保するのか、お答えいただけますか。

【上月良祐】

電波の防止でありますとか、あるいは入退室の制限でありますとか、盗聴の防止でありますとか、そういった考えられる適切な保護のための措置、これの最高水準のものを是非ともしていきたいと。そのことを法案が通りましたら更に詰めさせていただきたいというふうに考えております。

【福山哲郎】

事務局にお伺いします。こういった結構重要な内容、参議院に多分空き室もないと思えますし、これだけの広さで、それなりに技術を凝らしてやるというものについて、どういう要件でどのぐらいの広さでやるのか。これ、参議院事務局の立場としては、どういう形で決めるのが通常ですか。

【中村剛事務総長】

まだ、この情報監視審査会の運営の仕方、それから提出されるその特定秘密の媒体の種類、それから遮蔽の性能レベルも全く分からない状態です。そのような状態で、どのような部屋になるのかと今言われても、実は答弁するのに困ってしまいます。もし、どのようなものが考えられるのだと言われれば、最低限、議長警察権の及ぶ範囲で造るしかないと、その程度のことしかお答えできません。

【福山哲郎】

じゃ、人員も分からない。じゃ、人員を新しくするとしたら、その人員に対する予算も付いていません。分かりませんか。防護措置の部屋の予算も付いていない。人員の人数も分からない。何をやるのかも分からない。こんながらんどを議運に押し付けられて、作りましようじゃなくて、参議院の議運でちゃんと与野党で議論をして詰めて、きちっと院として国民の皆さんに監視機関ができたと言われるような審査会をつくりたいと、私はそう思います

【小野次郎】

はっきり言って、誰も感じていることですが、答弁がたじたじというか、よく詰まっていない、これから考えますみたいな部分が非常に多いこの法案、規則案、規程案については、私はしっかり議運の理事会でもう一度、だっで予算の裏当てについても検討していないとはっきり分かったわけですから。

【仁比聡平】

このままの議論でこれ強行して、本当にそんな懲罰にかけるんですか。今答弁者が言っているのは、たればの話であって、そんなの特定秘密が議運理事会に開示されるんですか。そんなのされる保証はないものによって議員の身分を奪うということをやるとするなら、これは審査会の多数派である議会多数党が恣意的に理由も示さずに国民代表の議員の身分を奪う。議会政治の破壊にほかならないんですよ。あなた方、自らの答弁がそうしたことを意味していることを分かっているのかと。

【福島みずほ】

ところで、附則にこういう規定があります。どさくさに紛れてではないかもしれませんが、検討の見出しの下に対外情報機関の設置が書き込まれています。アメリカ版CIA的な諜報機関の新設構想は検討するんですか。大臣。

【森まさこ】

内閣の戦略的な意思決定に資する情報機能を強化することは極めて重要であると考えておまして、こうした観点から、より専門的、組織的な対外的情報収集の手段、方法及び体制の在り方について更に研究を深めてまいりたいと思えます。

情報監視審査会設置に関する国会法改正法の成立について —秘密保護法体制に絡め取られていく立法府—

海渡 雄一(弁護士)

2014年6月24日

内容

内容.....	1
1. 国会は二度死んだ	1
2. 国会による秘密指定・解除の監視というコンセプトについて.....	2
3. アメリカの事例から学ぶべきこと.....	3
4. 独立した監視機関とは	3
5. どの範囲で情報共有できるのかが不明確	4
6. 秘密の提出・提示要求の要件が不明確	5
7. 政府に秘密の不提出を認める例外要件が曖昧過ぎる.....	5
8. 議事録の非公開期間に定めが無い	5
9. 内部告発を受けられる仕組みが不十分	6
10. 議員に対する刑事罰と懲罰規定の振り分けが不確定	6
11. 審議が拙速であり国民の理解が全く得られていない	7
12. 独立した監視機関を求めて	7

1. 国会は二度死んだ

国会に「特定秘密」の追認機関となる「情報監視審査会」を作る国会法改定案は、6月19日に参議院議院運営委員会(議運)で審議入り(3時間)したばかりにも関わらず、20日の午前2時間、午後2時間という計7時間のみの審議を経て、議運で15時55分頃、参考人質疑すら省いて強行採決された。民主、共産の他、衆院で賛成した維新、みんな、結いも慎重審議を求めて反対した。そして、夕方に始まった本会議で、21時30分に賛成146、反対78(民主、共産、社民、生活他が反対、みんなは賛成、維新、結いは棄権)で可決成立した。

また、国会法改定案に関連する「参議院規則の一部を改正する規則案」、「参議院情報監視審査会規程案」の両案も、21時40分頃、賛成134、反対91で可決成立した。

この国会法改正と規則案・規程案の拙速きわまりない審議と成立は、議会制民主主義の暗い未来を暗示している。当日の院内集会と記者会見でも申し上げたが、国会審議を傍らで見ている、6月20日は昨年12月6日の秘密保護法成立に引き続いて、「国会が行政と秘密の前にひれ伏した日」となったと感じた。この屈辱を決して忘れまい。

6月16日には、社民党・共産党と無所属議員二名によって秘密保護法廃止法案が参議院に提案された。国会閉会時に廃案になったとはいえ、市民の悪法廃止の声を議会の内部に届けることができたことを歓迎したい。次の国会時には、民主党などにも呼びかけ、より広範な勢力によって秘密保護法廃止の声が高まるように、努力を続けたい。

2 国会による秘密指定・解除の監視というコンセプトについて

特定秘密保護法附則10条は、「国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める

権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定めていた。私は、秘密保護法はいったん白紙に戻して、現在の国際水準に即して情報公開制度と公文書管理制度全体を作り直すべきであると考えている。しかし、秘密保護法の廃止がますます実現することが難しいのであれば、国会に秘密保護に関する監視機関を作ることには意味があると考えます。

アメリカでは上下両院にそれぞれ情報特別委員会があり、中央情報局(CIA)をはじめとする政府機関と軍の情報活動などを監視している。ドイツでも議会監督委員会が連邦情報局など情報機関に対して情報開示を求めたり、職員の事情聴取をしたりする権限を持っている。しかし、制度の作り方によっては、国会は行政機関の統制のもとに置かれ、最高機関性を奪われてしまう危険性すらある。

欧米で国会に設置されているのは、情報機関の活動と予算に関する監督機関が主であり、秘密の指定・解除に関する監視機関が設けられている例は見出せない。それは、国会という機関の中に秘密の指定と解除に関する監視機関を作ることが非常に難しいからだろう。

まず、行政機関内部の独立性の確保できる場所に、人間的、財政的な独立性の確保された第三者機関を作るべきだ。そして、このような機関の設置において最も重要なことは秘密を指定する機関に所属していた経歴の持ち主を排除することはできないとしても、少なくとも、第三者機関から、もう一度秘密指定機関に戻るような人事はあってはならないということである。

3. アメリカの事例から学ぶべきこと

特定秘密保護法が施行された後に、実際に国会の第三者監視機関が直面する事態を想定する際の参考として、以下のようなアメリカの事例を紹介する。

(1) 政府による違法な盗聴プログラムの実施

NSAの監察官が9.11後にブッシュ政権がいかにか違法な盗聴を行っていたかを詳しく示すレポートによると、政府は、コードネーム「ステラウィンド」という盗聴プログラムを実行し、何百万人ものアメリカ人の通信内容やメタデータを許可なく集めていた¹

(2) 裁判所による違法な盗聴プログラム実施への協力

NSAの内部資料によれば、あるプロバイダーが訴訟リスクを恐れて、NSAに対し電話メタデータの提供を頼まないでほしい、裁判所命令によって提出させるように強制されることを望んできた。そこで、司法省とNSAは、国内での電話メタデータ収集の法的根拠として、第215条(いわゆる「ビジネス記録条項」)を作りだした。そして、2006年5月24日、ステラウィンドの概要を知っている議会内のFISA裁判所のマイケル・ハワード裁判官は、「提出が求められている『有形物』が、FBIの行う正式なテロ捜査と関連していると考えられる合理的根拠がある」と内々に決定を下し、通信会社に対して、政府へ大量の通話記録を開示するように求める裁判所命令を出した²。

このように、アメリカのように情報先進国と言われる国であっても、その行政府が市民のプライバシーを侵害する違法な情報収集を行ったり、議会内の秘密裁判所がその違法な情報収集を阻止するどころか、これを追認するような判断を下すことがありうる。日本でも同様の事態が起こらないという保障はどこにもない。

制度的な安全措置を作らなければ、国会が情報機関に巻き込まれてしまうという事態は避けがたい。国会すら監視機関として機能しないのであれば、スノーデンのような英雄的な公益通報者の登場を待つ他にないことになってしまう。

¹ ルーク・ハーディング著(三木俊哉訳)「スノーデンファイル 地球上でもっとも追われている男の真実」(日経BP社, 2014年)54頁。

² 同上97頁。

4. 独立した監視機関とは

秘密保護法案の審議の過程で、にわかには第三者機関の必要性がクローズアップされた。独裁国家ではなく、現代民主主義国家において、政府が秘密指定の基準を作成し、秘密を適切に指定し、指定の解除を適切に行い、秘密文書を確実に保管し、最終的に市民に公開するための法制度を構想するならば、秘密の指定権限を持つ行政機関から完全に「独立した監視機関」がどうしても必要である。

それでは、第三者機関が政府から真に独立機関を作るためには、どのような点が留意されなければならないのだろうか。安全保障と市民の知る権利の調整のために策定された立法者のためのガイドラインであるツワネ原則は第5章において、監視機関のあり方について、詳細に規定している。

(1) 原則31

まず、原則31は、監視機関は、監視対象機関からは、組織・運営・財政の面で独立しているべきであるとしている。

(2) 原則32

原則32は、独立監視機関が、その責務を遂行するために必要な全ての情報にアクセスできることが、法によって保証されるべきである。情報の機密性のレベルに関わらず、合理的な安全保障上のアクセス条件を満たしていれば、アクセスに制限を設けるべきではない。

(3) 原則33

原則33は、独立監視機関は、責務を遂行する上で必要とみなされるあらゆる関連情報にアクセスし解釈できるように十分な法的権限を有するべきである。また独立監視機関は、人物を召喚し記録を取り寄せ、責務を達成する上で必要な情報を保有していると判断された人物に、宣誓の上で証言させる権限を与えられるべきである。法は安全保障部門の組織に対し、監視者が責務を達成するために必要と判断した特定の種類の情報を、積極的且つ速やかに、独立監視機関へ開示することを義務付けるべきである。これらの情報には、法や人権基準の違反の可能性についての情報が含まれ、しかもそれだけに限定されるべきではないとしている。

(4) 原則34

原則34では、独立監視機関自身の透明性について規定し、定期的な報告書の作成などを求めている。

このような国際水準に照らして、秘密保護法の下で国会が導入しようとしている「情報監視審査会」も含めて、第三者機関とされる組織をひとつひとつ検討する必要がある。

5. どの範囲で情報共有できるのかが不明確

参議院での審議では、民主党の大野元裕議員が「アメリカ議会の情報委員会では、議員秘書も適性検査の対象になっているが、案ではどうなっているか」と質問したが、自民党の上月良祐議員は、「秘書は対象にならない」と答弁した。大野議員が、適性検査を受けた参議院情報監視審査会事務局職員が、秘書が特定秘密を知っていると気づいたときには、刑事訴訟法にもとづき告発しなければならないのか」と聞くと、上月さんは「今回はなっていない」「運用上の問題」と言った答弁を繰り返した。大野議員から「要するにそこまで詰め切れていないんでしょう。案を撤回する考えはあるか」と質問したが、提出者は拒否した。

このように、議会関係者の間で、どの範囲で情報共有されるのかも明確にはならなかった。

6. 秘密の提出・提示要求の要件が不明確

審査会の8人の委員のうち、どれだけの賛成があれば特定秘密の提出・提示を要求できるのか

が明確になっていない。

仮に過半数の賛成がなければ要求できないとして、所属議員の数に応じて会派で割り振られるのだとすれば、結局は与党から選出された議員の賛成がなければ秘密の提出・提示要求ができないことになり、議院内閣制の下では審査会が政府の意のままの組織となり、機能不全になる事態が予測される。

例えば複数の委員が要求すれば、政府に提出・提示を要求できるようにして、審査会の政府からの独立性を確保するべきだ。

7. 政府に秘密の不提出を認める例外要件が曖昧過ぎる

同法律案102条の15は、内閣が、特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の声明を出しさえすれば、特定秘密を国会に提出しなくてよいとしている。これは、秘密保護法10条が、特定秘密の提出等が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると行政機関が判断した場合には、国会に特定秘密が提出等されないため、国会の行政監視機能を後退させると批判されている点が何ら払しょくされずそのまま踏襲されていることになる。

秘密保護法10条や本法律案102条の15の定める安全保障に著しい支障を及ぼすとの要件は極めて抽象的であり、いかようにも解釈可能である。このような秘密保護法の考え方そのものが抜本的に変更されなければ、行政機関の判断次第で情報監視審査会が特定秘密の提出を受けない可能性は払しょくされず、どのような監視機関を設置したとしても、特定秘密を見ないまま特定秘密の指定などについての監視を行うことになり、十分な監視を期待することはできない。

8. 議事録の非公開期間に定めが無い

審査会の会議が非公開で行われ、その議事録も非公開にしなければならないものが存在すること自体は止むを得ないとしても、特定秘密にも指定期間や解除手続が定められているのだから、議事録の非公開についても、期間制限や解除手続を設けるべきである。

現行の法制度の下では、公文書管理法は立法府の保管する文書については適用を直接受けない以上、議事録について非公開期間の制限や解除手続を設けなくては、情報公開を求めることができず、議事録が永遠に国民の目の届かないところに置かれることになりかねない。

9. 内部告発を受けられる仕組みが不十分

公益通報制度は、安全保障や外交に関する分野も例外としていない。しかし、現在の制度は行政機関内部の公益通報に限定されている。国会に情報監視審査会が設けられても、公務員がこの機関に特定秘密の内容を通報する行為も、特定秘密保護法上では秘密の漏えいという扱いを受けることとなる。

内部告発は、審査会が具体的な特定秘密を監視する端緒として重要な意味を持ち、秘密法の運用をチェックする際の有力な手掛かりになる。本来なら国会にも、行政機関に設けられているような、公益通報の受付窓口をしっかりと設けるべきである。

しかし、この法案には、公益通報を法的かつ安全に受け付ける仕組みがない。特定秘密の指定について問題があると公務員が考えたときに、法的に安全に国会に通報できる法的根拠を作らなければならない。これは、このような機関を作る以上必須の措置である。

10. 議員に対する刑事罰と懲罰規定の振り分けが不確定

提供された情報を国会議員が国会の外で漏らしたときは、秘密法により最高5年の懲役になる。

国会の中で、例えば本会議で特定秘密に触れた場合については、懲罰規定をこれから検討する流れになっている。

水野賢一議員の質問に対して大口善徳議員は免責特権について、「国会議事堂内でも、記者会見やぶら下がりなどで特定秘密を洩らした場合は、刑事罰の対象になる」と答弁した。さらに、水野議員が細かく質問すると、「理事懇談会は刑事罰の対象になるが、理事会は院内だ(から除外される)」と答弁することになった。水野議員も「要するに詰め切れていないんでしょ」と法案の出し直しを要求された。

そもそも「議員は、議院で行った演説、討論または表決について、院外で責任を問われない。」と憲法51条は定めている。自由な議論が封じられ戦争へと突き進んだ歴史の反省に立った規定である。

国会議員が特定秘密の指定が不当であると考え、国民に向け特定秘密をあえて公表する場合もあり得るはずだ。議員に対する懲罰規定は民主主義の根幹に関わる。この点も十分な時間をかけて、欧米諸国の例なども参考にこの法律の中で、制度設計をしてほしい。

11. 審議が拙速であり国民の理解が全く得られていない

情報監視審査会は、秘密保護法上の特定秘密の指定等の運用を監視するために設置されるものとされているが、特定秘密の指定等の監視の在り方は、知る権利、ひいては国民主権に関わる重大な問題である。それにも関わらず、自民党、公明党が、市民から広く意見を聞く手続も経ないまま本法律案を国会に提出し、衆議院で7時間、参議院で7時間の拙速審議によって法を成立させたことは、秘密保護法成立時と同じ過ちを繰り返していると言わなくてはならない。

12. 独立した監視機関を求めて

私は、政府の秘密指定を適切にコントロールするためには、いま、提言されている役割をすべて統合し、ツワネ原則に定められた独立性を備えた大きな機関の設立を目指すべきであると考え。そのためにも、法律が制定されてから海外調査をしなければならないような特定秘密保護法はいったん廃止して、既存の国家公務員法や情報公開法、公文書管理法などを含めて、政府の保有する情報の管理制度全体を、市民の知る権利を強く保障する方向で、根本から見直すことが必要であると考え。

秘密保護法反対運動から弁護士会との共同が大きく前進

秘密保護法の撤廃を求める埼玉の会

(2013年)

- 10月16日 秘密保護法制定許すな「埼玉の会」結成 参加50人
代表・柳重雄弁護士（自由法曹団埼玉支部長）
- 10月30日 昼休みデモ 県庁～浦和駅 120人
- 11月6日 県内国会議員へ要請行動
- 11月8日 カラーリーフレット作成 当初5万枚が全国30万枚に広がる
- 11月11日 埼玉弁護士会がイラク戦争以来、11年ぶりに昼休みデモを企画。
当会にも要請があり、過去最高の300人（26団体）が参加
夕方、浦和駅で街頭宣伝に100人参加。
- 11月21日 日比谷野外音楽堂に1万人参加した集会に、埼玉からも大勢参加
- 11月24日 北浦和駅前宣伝・署名活動。11団体26人参加で、リーフ1000枚、
署名220筆、カンパ7000円寄せられる。
- 11月28日 埼玉弁護士会が浦和駅で独自の宣伝活動
- 12月5日 第2回・昼休みデモ 史上最高の500人参加
同日、大宮の地方公聴会包囲行動に350人参加
大シール投票に687人投票 反対661人（96.2%） 賛成26人
- 12月6日 15,000人が参加した日比谷抗議行動に、埼玉からも大勢参加
埼玉県議会に国への意見書採択を請願
- 12月25日 秘密保護法撤廃求めるシール投票 10団体34人参加 浦和駅西口で1時間
292人投票 撤廃が257（87.7%） リーフ300枚

(2014年)

- 1月22日 秘密保護法の撤廃をめざす「スタート集会」 ゲスト・仁比聡平参院議員
参加260人
- 1月24日 国会初日の国会包囲行動に参加
- 2月19日 署名提出行動 埼玉で5500筆
- 3月9日 国会議員要請行動
- 5月29日 国会議員要請行動

埼玉弁護士会との懇談会2回～集団的自衛権の取り組みに共同発展

- ・ 弁護士会から、「憲法と人権を考える集い」への要請
 - ・ 6・9昼休みパレードと7月31日の憲法集会への協力要請
- ※初めて、埼玉弁護士会会長がメーデーで挨拶

憲法意見広告、憲法会議と共同で

地方議会で意見書採択—鳩山町・都幾川町・宮代町・越谷市・新座市

ニュースの発行—28号まで発行

会議は、昨年国会開催中は毎週、通常は月1回 財政は会費とカンパ

全県各地で緊急学習会を開催

参加・構成—32団体、128人

軍機保護法を上回る悪法・秘密保護法は断固廃止を！

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

1、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは

1941年（昭和16年）12月8日、内務省は特高警察を動員し、軍機保護法と戦争推進法規違反を口実に、旧・北海道帝国大学（現・北海道大学＝以降、北大）予科の英語教師ハロルド・メシー・レーン、同ポーリン・ローランド・システア・レーンの夫妻と、その教え子の北大生・宮澤弘幸らを検挙し、暗黒裁判で、懲役12～15年という重刑を科し、網走刑務所などに収監した。

冤罪であることは、最高裁に埋もれていた大審院（現・最高裁に相当）判決に光をあて、あわせて45年の歳月を掘り起こして検証した故・上田誠吉弁護士らの働きによって解明されている。宮澤弘幸は、GHQ（占領軍統治機構）の超法規処置で釈放されたものの、想像を絶する獄中の衰弱によって27歳にして亡くなった。事実上の獄中死だった。

時が流れて2012年10月、宮澤弘幸のたった一人の肉親となったコロラド在住の妹・秋間江美子さん（85歳）が、宮澤弘幸の北大時代の澁刺を写し撮ったアルバム一冊を携えて北大を訪れ、「冤罪の無念を決して忘れないで」との願いを込めて贈った。事件当時、北海道帝国大学は教え子の窮地に陥ることを拒否し、一片の事情確認さえなく学籍簿の上での退学処置をとった。その怨念を超えての願いに、現大学当局は「（贈られたアルバムを）閲覧、公開展示等を通じて広く紹介し、本学の歴史の中にしっかりと位置づけていく」と受け止めたが、自大学の学生を守ることができなかったことに対する謝罪と責任を表明するまでには至らなかった。

2、真相を広め、「秘密保護法」を廃棄するために

秘密保全法が成立すれば、宮澤・レーン事件の悪夢が再来することに危機感を持った、20数年にわたって秋間美江子さんを支えてきた山野井孝有（東京）、山本玉樹（北海道）はじめ、東京と北海道の有志は、2013年1月29日、札幌で「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」を結成し、現在にいたっている。

本会結成の目的は2つ。第一は「北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糾し、北海道大学に退学撤回と名誉回復・顕彰を求める」こと。第二は「二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止する」こと。

以上の目的に基づいて、以下の行動を実施してきた。

- 「宮澤弘幸さん追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」2013年2月23日、新宿・常圓寺
泉澤章・弁護士（自由法曹団事務局長）が秘密保全法の危険性について問題提起。宮澤弘幸の名誉回復、宮澤弘幸ら関係者顕彰等を求める「真相を広める会」の北海道大学に対する「申入書」を全員の賛成で採択。この「申入書」は、2月26日北海道大学に手渡す。
- 北海道大学が本会の「申入書」に回答 6月25日、札幌・北海道大学内会議室
北海道大学はその後の調査の結果、宮澤弘幸の退学願、復学願等が見つかったとして、計10点の資料を示し、「事件を風化させないように努めます」と回答。しかし謝罪と総括については明言を避けた。
- 「真相を広める会・拡大幹事会」6月26日、札幌・エルプラザ
北海道大学との交渉結果を報告し、北海道大学に謝罪と総括を要求するとともに、秘密保護法阻止のための活動を展開することを全員一致で確認。
- 「秘密保護法阻止10.10シンポジウム—この道は、いつか来た道」10月10日、東京・TBSホール東京
ビデオ「レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日」上映後、臺宏士・毎日新聞記者から「秘密保全法」の危険性について問題提起を受け、「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』の再来を許すな」とのアピールを全員一致で採択。

○「**秘密保護法阻止、10.13札幌集会**」10月13日、札幌・エルプラザ

岸本和世・日本キリスト教団牧師、今橋直・自由法曹団弁護士、新海雅典・日本カトリック教会神父の問題提起を受けた後、「再び宮澤・レーン事件の悲劇を許さず、戦争への道を開く特定秘密保護法案、憲法改悪に断固反対する決議」を全員一致で採択。

○「**もうひとつの12月8日 札幌集会**」12月8日、北海道大学学術交流会館

依然として謝罪と総括要求に答えない北海道大学に対して「再回答要請書」を出すとともに、宮澤弘幸と関係者を顕彰する「心の会」顕彰記念碑を建設すること、「憲法破壊・日本を戦争する国に変える秘密保護法案の強行採決に厳重に抗議する」声明を全員で確認し採択。

○「**宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい**」2014年2月22日、新宿・常圓寺

病身をおしてコロラドから参加した秋間美江子さんを迎え、山野井孝有・代表が基調報告、岸井成格・毎日新聞特別編集委員が「秘密保護法の危険性と安倍政権の暴走」、戸塚章介・新聞OB9条の会事務局長が「憲法9条を守り秘密保護法廃棄への運動をどう構築するか」、山本玉樹・代表が「心の会の碑」（仮称）建設運動」を報告。「悪夢再来の秘密保護法を許さない」とのアピールを全員一致で採択。

○「**秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民のつどい**」

2014年5月6日、札幌・北海道大学学術交流会館

秋間美江子さんが「スパイの家族」の苦しみと家族の怒りを訴え、齋藤耕・弁護士が「秘密保護法施行阻止から廃棄への運動」について講演、山本玉樹・代表が「心の会の碑」（仮称）建設運動を提起し採択。「北海道大学は宮澤弘幸の名誉を回復せよ」アピールを全員一致で採択。

3、真相を広めるためのパンフレット制作・宣伝

「**スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい**」A5判・112頁 500円

「**宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判**」B5判・130頁 500円

「**宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』引き裂かれた青春**」B5判・32頁 200円

「**宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』北大のとした処置と責任**」B5判・32頁 100円。

4、北海道大学が「宮澤賞」創設を提起

北海道大学は5月7日、「真相を広める会」との交渉で、宮澤事件は冤罪であったことを認め、この事件を風化させないため、宮澤弘幸の名前を冠した、国際親善の精神にふさわしい学生に「宮澤賞」を創設することを提起。秋間美江子さんと「真相を広める会」は、冤罪であること銘記したことを評価し創設に同意した。しかし宮澤弘幸を守ることができなかったことに対する謝罪がなされないため、引き続き要求していく。

5、「真相を広める会」今後の活動方針

第1、秘密保護法の施行を阻止し、廃止させるまで断固として行動を継続する。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を徹底して広め、悪夢阻止につなげる。

第2、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に際して北大当局がとった学問の府、教育の府、クラーク精神に基づく建学の精神にもとる処置を糾し、その責任を追及し当事者への謝罪を求める。

第3、戦前、北海道大学で外国人教師と学生とが交流・研鑽をつちかした「心の会」の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑「心の会の碑」（仮称）の建立を期し、広く賛同を求める。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 代表・山野井孝有、同・山本玉樹

事務局 101-0051 千代田区神田神保町3-2 サライトビル7F 千代田区労働組合協議会内
TEL:03-3264-2905 FAX:03-3264-2906 e-mail:chyda-kr@f8.dion.ne.jp
会員=304人(2014.6.1現在)

賛同人の皆様へ

「ストップ秘密保護法かながわ」(略称ひみかな)活動報告

ストップ秘密保護法かながわ

<http://himikana.wordpress.com>

TEL/FAX : 045-902-7836

TEL : 045-651-2431(横浜合同法律事務所・海渡双葉)

【活動報告】

2014年5月以降の活動をご報告いたします。

- | | | |
|-------|--|-----------------------|
| 5月7日 | 第5回 ひみかな会議 | (横浜市健康福祉総合センター) |
| 5月13日 | 議員会館にシール投票結果をポスティング
その後公明党本部で話し合い | (議員会館)
(公明党本部) |
| 5月23日 | 神奈川選出議員訪問 | (衆議院会館・参議員会館) |
| 5月25日 | シール投票「集团的自衛権に賛成? 反対?」実施 | (横浜公園) |
| 6月6日 | ロックアクション(チラシ撒き)雨のため途中で断念。
第6回 ひみかな会議 | (横浜駅前)
(県民センター) |
| 6月10日 | 市議会議員、NHK、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞(各横浜支局)へ、シール投票結果を届ける。 | (関内地区) |
| 6月12日 | 神奈川新聞へ、シール投票結果を届け、石橋記者と話す。(神奈川新聞社) | |
| 6月17日 | 「6.17大集会」舞台上にて「シール投票」「桜カード」をアピール | (日比谷野外音楽堂) |
| 6月18日 | 神奈川県議会 各会派にシール投票結果を届け、自民党敷田議員、民主党早稲田議員、市川議員、結い・維新軽部議員、小林議員、神奈川ネット若林議員と面談。
陳情書「集团的自衛権行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情」を 県議会に提出。 | (神奈川県庁) |
| 6月23日 | 海渡双葉さんとの懇談会 | (日石ビル レストラン「ハーバービュー」) |
| 6月24日 | 神奈川県議会 自民党磯本議員、内田議員、山口議員、民主党安藤議員、結い・維新赤野議員と面談。 | (神奈川県庁) |
| 6月25日 | 民主党寺崎議員、佐藤議員と面談。 | (同上) |
| 7月3日 | 県議会総務政策委員会にて陳情書の審議。 | |
| 7月7日 | ロックアクション。
第7回 ひみかな会議 | |

※ 4月、5月に神奈川県内23ヵ所で開催したシール投票「集团的自衛権行使に賛成? 反対?」の結果をまとめ、下記のような資料とし、国会議員・県会議員・市会議員・各新聞社横浜支局に届けました。

資料セット

- ①シール投票風景と桜カード
- ②シール投票結果(表とグラフ)
- ③桜カードメッセージ

団体名 秘密保全法に反対する愛知の会	代表者 本 秀紀、中谷雄二
連絡先 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2 303号室 (名古屋市民オンブズマン事務所 気付) Tel (052)953-8052 Fax (052)953-8050	
E-Mail no_himitsu@yahoo.co.jp ウェブサイト http://nohimityu.exblog.jp/ https://twitter.com/himitsu_control	

I これまでの活動

- ・ 2012年4月発足
- ・ ほぼ隔週での名古屋市内の繁華街での街頭アピール活動(法案国会上程後はほぼ連日)
- ・ 集会・デモ(2013年11月21日 2000人、12月6日 4000人、2014年1月24日 3000人、6月20日 2000人)
- ・ 独自学習会・講演会の開催(2012年は4回、2013年は5回、2014年は4回)
- ・ 地域の学習会への講師派遣(150回以上)
- ・ 戦争展や他団体の行うイベントに参加・出店
- ・ ブログ、ツイッターでの情報発信(9月10日にブログ上でパブコメ文例を公表した際には、6日間で計13万アクセス)。愛知の会の活動予定・報告とともに、全国でのイベント情報、報道についても発信。
- ・ ニュースレター『極秘通信』の発行(第1号～第10号+号外1号発行)、紙媒体とネット上で頒布 など
- ・ 国際情報部会が、国連人権委員会特別報告者らに法令制定過程の黒塗り資料の英訳文書を届ける。

II 今後の活動(予定、方針など)

- ・ 上記の諸活動は引き続き行っていく。秘密保護法は戦争国家作りの一環という位置づけから、憲法9条等の改憲に反対し憲法をまもる運動、集団的自衛権容認に反対する運動、武器輸出規制撤廃に反対する運動とも連携。また、共謀罪創設に反対する運動、共通番号制度に反対する運動、反原発・脱原発の運動など、広く民主主義・民主主義・平和主義をまもる活動をする市民・団体と連帯する。
- ・ 国連自由権規約委員会での審査(7月)にカウンターレポートを提出し、秘密保護法の問題点を海外にも発信。また審査の状況を国内で報告するなどして、国際人権法の観点からも批判を続ける。
- ・ 企画の予定としては、7月の愛知サマーセミナーで講演、8月の戦争展で展示と講演を行うほか、8月に集団的自衛権をめぐる討論会兼今後の作戦会議を行う予定。9月の臨時国会開会に合わせてデモを行いたい。政令に関するパブコメ募集開始直後から、「パブコメを書く会」を各地で行う予定。

III 特徴(特長)と考えること、アピールしたいこと

- ・ 会員がそれぞれ自主的に企画・活動を発案し、行動している。街宣も「やろう」と声があがりすぐにこれまで「運動」に参加したことがないメンバーも少なくなく、柔軟な発想で動いている(ブログ、ツイッター、葉っぱ型付箋でメッセージを集める、「極秘ラヂオ」、秘密法数え歌、デモでのサウンドカー、国際部会など)。
- ・ 全国各地の学習会やデモ等のイベント情報を調べ、発信している。
- ・ 党派を超えたつながり。
- ・ 愛知県弁護士会とのつながり。相互の企画への協力、企画の共催、弁護士会の署名集めなど。

IV 課題

- ・ 一部メンバーに事務作業等の負担が掛かりすぎている
- ・ 国際部会の立ち上げなどしたが、人手不足もあって、新たな取り組みが難しい現状がある

<報告>

秘密保護法廃止を求める岐阜の会（秘密法廃止・ぎふ）

代表 河合良房（弁護士）

岐阜市美江寺町1-22 河合法律事務所

TEL 058-262-7997 FAX 058-262-3997

Email : kawai-law@nifty.com

I 発足

2014年2月24日発足。「秘密保護法案の急速な審議に危機感を抱いた市民グループが昨年11月講演会を開き、採決の12月6日には市民グループが駅前でチラシ配布に労働組合が参加。労働組合の集会とデモに他の組合や市民グループが参加するなどして、危機感を共有した。

2月の市民グループ国家安全保障基本法講演会后に、会の設立を話し合った。

このときから、より幅広い岐阜での運動の形成のハブとなっていくことを確認→III

II これまでの活動

3月6日に全国一斉6の日行(ロックアクション)として、発足のアピール行動を行った。

4月6日には第1回全国交流集会に参加。

5月6日、6月6日、「6の日行動/ロックアクション」として街頭宣伝を行う。

(6.21もう黙っとれん1000人パレードの宣伝)

III 6.21もう黙っとれん1000人パレード

4月中に「通常国会会期末に1000人のパレードを実現する取り組み」の呼びかけを始め、5月1日に実行委員会の発足を確認。

平和を守る 「集团的自衛権行使容認反対」

自由を守る 「秘密保護法廃止」

いのちを守る 「原発再稼働反対」

実行委員長は「秘密法廃止・ぎふ」代表の河合良房弁護士。19名の呼びかけ人の多くが「秘密法廃止・ぎふ」のメンバーであり、また岐阜でこれまで13回行っている「さよなら原発ぎふパレード」の関係者でもある(※)。22日にウェブサイトを公開し、正式に賛同人募集開始。7月2日に集約された賛同人数は646名(内匿名希望38名)

日時 6月21日(土) 午後2時 パレード事前集会、午後2時半 パレード出発
場所 岐阜市 金公園 (雨天決行)

～平和・自由・いのちを守る～ 6.21もう黙っとれん1000人パレード実行委員会 HP

<http://damattoren.jimdo.com/>

呼びかけた側も、岐阜で「1000人」はかなり厳しいか、と考えていたが、当日、実際に「1000人」が集まりパレードを行った。”シャウトリレー”1分間パフォーマンス”も好評だった。

※ 岐阜は「福井の原発の被害地元」でもある。311以後、「脱原発」で動き出した新たな層との連携も比較的上手くいっていると考えている。

今後も「秘密法廃止！」の運動とともに「戦争させない、平和を守る」「脱原発、いのちを守る」運動の中心にもなっていきたい。

(これまで配布したチラシなどを、当日会場で資料として配布します)

(報告文責：近藤)

「秘密保護法廃止を求める6の日行動」

反戦老人クラブ滋賀事務局長・高瀬元通

1. 反戦老人クラブ滋賀のこれまで

2011年5月に発足し、反戦・反基地・反原発のさまざまな活動に取り組んできました。会員24名、京都・滋賀・若狭での集会には、常に半数以上が参加しています。現在までの活動範囲は、東は浜岡・南は鹿児島。

ゲートボールに興じたり、テレビのお守りをするのではなく、これからも戦う老人クラブとして存在感を発揮しつづけるつもりです。

秘密保護法が成立しそうになったころ、滋賀県で誰もデモを呼びかけないので「6の日行動」を発信しました。

2. 「6の日行動」の経過

昨年12月6日に強行採決された直後の12月8日が第1回。初回は85名の参加でしたが、その後は20～30名で推移しています。JR草津駅東口に集合し、商業施設周囲やアーケード街をデモしています。

デモ中の沿道からの反応は少ないが、用意したビラの受け取りはとてもいい。

しかし、自分たちの問題として受け止められているのかどうか？

反戦老人クラブ滋賀の主催ではなく、実行委員会形式を参加者に呼びかけていますが、反応の鈍いのが実情です。集合人数だけでなく、どうしたら運動が盛り上がるか、苦慮しています。秘密保護法単独では難しいので、原発や辺野古・Xバンドレーダー、集団的自衛権も集会では訴えているけど、個々人の日常とどのようにつながるのかを認識してもらえる方策を考えています。

3. なぜ現在の状況が生まれたか

ひとことで言えばメディアの責任が大きい。

原発で言うと、原発礼賛の広告を流し続け、安全神話を支えてきました。3, 11以降も、2ヶ月ほどは国・東電の主張を垂れ流していました。

秘密保護法批判の出足も非常に鈍かった。

メディアにとって秘密保護法は自分たちの存亡に関わるから反対するのは当然ですが、これまでの記者クラブに頼った情報収集をしていた人たちは、「どうせ秘密なんだから」と考え、いっそう努力を怠るのではないかと危惧します。

会社も記者個人も、ジャーナリズム本来の精神を再認識してほしい。

大政翼賛会では国の思うままにことが進みます。



秘密のヒミツ企画
秘密保護法勉強会 VOL.1
『法律とヒミツ』

講師 小笠原伸児さん(弁護士/京都弁護士会所属)

きわめて危ない法律です。知らないうちに毒薬がめぐり、社会がすっかり変質してしまう可能性があります。本来知るべき情報が隠され、政府にとって都合の良い情報だけで生きていく社会。もし抵抗して、秘密を暴こうとすれば、法律は刑罰法規として機能します。法律の条文を読み解き、具体的な危険性を分かりやすく説明します。

4/18金
19:00-21:00頃
@Social Kitchen

秘密保護法勉強会 VOL.1
法律とヒミツ

「秘密保護法」の秘密を徹底検証！
昨年12月、外交上の国家機密を保護するという名目で、「特定秘密の保護に関する法律(秘密保護法)」が国会で成立しました。国民の「知る権利」と「表現と言論の自由」を後退させる可能性を孕むこの法律は、その成立過程においても、政府は民主国家とは思えない強引な採決に踏み切り、現政権の非民主的で、独裁的な姿勢を垣間見ることとなりました。

秘密のヒミツ
もしかすると、この法案とその成立過程は日本社会を危険な方向に大きく転換させてしまうのではないかと「秘密のヒミツ」は、そうした危機感を抱く個人の集まりです。この法律に隠された「ヒミツ」について、勉強会、ディスカッション、ワークショップなどを通じて迫ります。

勉強会を通じて危険性を発信していきます。
秘密保護法の目的、またそれが施行されることで私たちの生活や社会にどのような影響があらわれるのか?…など、この法律に隠された「ヒミツ」について、あらゆる角度から学びます。また、廃止法案運動と連なり、「私たちの社会」を改めて問い直し、行動を起こしていきます。

講師
小笠原伸児さん
(おがさわらしんじ)
弁護士
京都弁護士会所属

日時 2014年4月18日(金) 19時~(予約不要。途中からの参加可も)

会場 Social Kitchen 2F(京都市上京区相国寺門前町699)
*地下鉄「難波口」駅から徒歩1分(南東出口)から徒歩約5分
*白い3F建てのビル、1Fのカフェの中を通過、2Fへお上がりください。

参加メニュー
参加費 | 500円(資料代込み) | 予約不要
*経済的に余裕のある方は、活動への寄付を込めて1000円いただくと嬉しいです。
*経済的に支障がある方はご連絡ください。



プロフィール 小笠原伸児(おがさわらしんじ)：1991年、弁護士に登録し、京都法律事務所へ入所。憲法や平和問題を中心に社会的な活動に取り組む。憲法9条京都の会事務局長、京都弁護士会秘密保護法対策本部事務局長。

この夏、2ヶ月間だけ、パブリックコメントの受け付けがはじまります。つぶやきでもいいから、コメントを！受付開始については、今後 Social Kitchen ウェブサイト (<http://hanareproject.net>) でもお知らせしていきます。

主催・問合せ 秘密のヒミツ 秘密保護法に隠された「ヒミツ」について、勉強会やディスカッション、ワークショップを通じて学びたいと考える有志・個人の集まりです。この会で学んだ情報を、メディアを作って発信し、広く共有していきたいと考えています。運営メンバーは随時募集中です。連絡先: hmt@hanareproject.net



秘密のヒミツ企画：秘密保護法勉強会 VOL.2
『取材とヒミツ』

講師 岡本晃明さん(ジャーナリスト/地方紙記者)

秘密保護法は、「取材の自由」が制限され、知る権利の侵害が憂慮される法律です。時の権力が都合の悪いことを秘密にできれば、権力は腐敗します。メディアが行政の言うとおりのことを垂れ流すだけなら、チェック機能を果たせず、メディア不信は募る一方です。取材現場で、何重も秘密の壁に突き当たり、苦い思いをしてきました。秘密保護が強化される中で、どうすれば萎縮せず、開かれた社会を築けるのか、一緒に考えたいと思います。

5/30金
19:00~
@Social Kitchen

秘密保護法勉強会 VOL.2
取材とヒミツ

この法律によって、何が起るんだろう？
昨年12月に、国会で成立した「秘密保護法案」。何が刑罰の対象で、誰が調査の対象になるのか、法律を読んだだけではわかりづらくて不安になります。

「でも仕方がない」という気持ち、じつはそれが一番心配です。
大事なポイントは、この法律の目的は、逮捕や取り締まりではなく、国家のヒミツの情報に近づかせなくすること。つまり、この法律によって、新聞メディアが報道を自粛したり、国民が知る権利を自主規制するといった、声を出さなくする「空気」が醸成されていく可能性があります。少しずつ私たちが知りた情報がかき消されていく。いま声をあげなければ、私たちは日本社会を危険な方向に大きく転換させてしまうのではないのでしょうか？

知ろうとする、あきらめない！
「知りたい」という欲求は、他者とつながり合ったり、クリエイティブなものが生まれる源です。知りたいという気持ちを持つことが、この法律に対する最も強い抵抗なのです。知る権利を自主規制しないために、まずはこの難解な法律のことを、いっしょに勉強しませんか？

講師
岡本晃明さん
(ジャーナリスト、地方紙記者)

社会部で警察担当キャップなど事件畑を歩み、オウム事件、児童殺傷事件などを取材。重度障害者の在宅生活や生活保護受給者餓死事件などを追った連載「折れない聲」で、2006年度新聞協会賞受賞。

日時 2014年5月30日(金) 19時~(予約不要)

会場 Social Kitchen 2F(京都市上京区相国寺門前町699)
*地下鉄「難波口」駅から徒歩1分(南東出口)から徒歩約5分
*白い3F建てのビル、1Fの「食堂Haco」の中を通過、2Fへお上がりください。

参加メニュー
*受付時に参加費を選んでください。
[Aコース] 300円
[Bコース] 1,000円(秘密のヒミツの活動に対する寄付)
[Cコース] 参加費の代わりに、この日の勉強会のサポートを1つ提供してください。
(例) 感想文の投稿、文字起こし or サマリー作成、会場の片付け etc.



次回勉強会の予定 「表現の自由とヒミツ(仮)」
●日時：7月25日(金) ●講師：マシュー・ラーキング(同志社大学教員) ※各回1回のみ参加もOKです

この夏、2ヶ月間だけ、パブリックコメントの受け付けがはじまります。つぶやきでもいいから、コメントを！受付開始については、今後 Social Kitchen ウェブサイト (<http://hanareproject.net>) でもお知らせしていきます。

主催・問合せ 秘密のヒミツ 秘密保護法に隠された「ヒミツ」について、勉強会やディスカッション、ワークショップを通じて学びたいと考える有志・個人の集まりです。この会で学んだ情報を、メディアを作って発信し、広く共有していきたいと考えています。運営メンバーは随時募集中です。連絡先: hmt@hanareproject.net



秘密のヒミツ企画
秘密保護法勉強会 VOL.3+ワークショップ
『パブコメとヒミツ』

講師 新川達郎さん(同志社大学大学院総合政策科学研究科教授)

パブリックコメント(パブコメ)とは何か、政府はなんのためにパブコメをやっているのか、パブコメを書くことによって何を伝えることができるのか、パブコメによってほんとうに政策は変わりうるのかなど、パブコメの真相を知り、パブコメの効果的な書き方について考え、みんなで実際にパブコメをつくってみます。

- [1部] 17:00~パブコメについての説明、解説、質疑応答
- [2部] 19:00~パブコメを書いてみるワークショップ

秘密保護法勉強会
VOL.3
パブコメとヒミツ

講師
新川達郎さん
(じいかわたろう)

同志社大学
大学院総合政策科学研究科教授

パブリックコメント=パブコメ

この言葉をニュース等々で頻繁に聞くようになりました。でも、どういう根拠のもとに設置されているのか、それはどのように活用されるのか、そもそもその目的はなにか?など、パブコメを提出してはいるが、いまひとつ実態が掴めておらず、政策に反映されるのかわからないというのが正直なところです。

政府はなんのためにパブコメをやっているの?

特定秘密保護法が成立したとき、9万件集まったとされるパブコメの反対意見は無視されたという指摘もメディア等で散見されました。政府はなんのためにパブコメをやっているの?パブコメを書くことによって何を伝えることができるの?パブコメによってほんとうに政策は変わりうるの?

パブコメ、書いてみようよ

秘密保護法の運用についてのパブコメを実施するという与党発表を受け、秘密のヒミツでは、パブコメに関する知識を深め、効果的なパブコメを書くことをワークショップで実践してみたいと思います。

日時 2014年6月29日(金) 17時~(予約不要。途中からの参加も可)

会場 Social Kitchen 2F(京都市上京区相国寺門前町 699)
*地下鉄「鞍馬口」駅から1番出口(南東出口)から徒歩約5分
*白い3F扉の中のビル、1Fのカフェの中を渡って、2Fへお上がりください。

参加メニュー
*受付時に参加費を選んでください。
[Aコース] 300円
[Bコース] 1,000円(秘密のヒミツの活動に対する寄付)
[Cコース] 参加費の代わりに、この日の勉強会のサポートを1つ提供してください。
(例) 感想文の投稿、文字起こし or サマリー作成、会場の片付け etc.

お知らせ 7月25日(金)に予定していた勉強会「表現の自由とヒミツ」は、事情により中止となりました。次回勉強会については、違って Social Kitchen のHPでお知らせします。

この夏、2ヶ月間だけ、パブリックコメントの受け付けがはじまります。つぶやきでもいから、コメントを! 受付開始については、今後 Social Kitchen ウェブサイト (<http://hanareproject.net>) でもお知らせしていきます。

主催・問合せ 秘密保護法に隠された「ヒミツ」について、勉強会やディスカッション、ワークショップを通じて学びたいと考える有志・個人の集まりです。この会で学んだ情報を、メディアを作って発信し、広く共有していきたいと考えています。運営メンバーは随時募集中です。連絡先: hmt@hanareproject.net

共催 特定非営利活動法人アートNPOリンク・第13回井戸庵会議



秘密のヒミツ

こんにちは。

「秘密のヒミツ」は、秘密保護法についての勉強会やワークショップなどを企画している有志の集まりです。

これまで、「法律のヒミツ」「取材とヒミツ」「パブコメとヒミツ」をテーマに勉強会などを行ってきました。

6月に開催した「パブコメとヒミツ」では、パブリックコメントが、多数の反対意見ではなく、その言質が最も問われることを認識しました。漠然とした回答をされないよう質問の仕方を工夫したり、さまざまな意見や質問を具体的に書く必要があります。より有効なパブコメを書くために、もっと専門知識が必要です。

そこで、「秘密のヒミツ」では、さまざまな専門家みなさんと連携していきたいと考えています。今夏に予定されている秘密保護法に関するパブコメ募集で廃案に向けて有効なパブコメを書いたり、「秘密のヒミツ」の勉強会などで知り得た情報を共有するためのメディアを制作し発信していきたいと切望しています。

7月25日(金)には、活動の拠点としている京都の Social Kitchen (ソーシャル・キッチン) で、公開ミーティングを行います。「秘密のヒミツ」の活動に興味を持っていただける方や、運営に参加してみたい方、何らかのご協力をいただける方は、ぜひこの作戦会議にご同席ください。

※時間等の詳細は、後日 Social Kitchen のホームページ (<http://hanareproject.net/>) または Facebook ([himitsu.nsk/](https://www.facebook.com/himitsu.nsk/)) でご確認ください。

7月吉日
秘密のヒミツ一同

「秘密のヒミツ」の活動に関するお問い合わせ・連絡 | E-mail hmt@hanareproject.net

秘密保護法に反対する全国ネットワーク第2回交流集会への報告

2014年7月5日

Stop 秘密保護法廃止岡山県共同行動実行委員会
事務局長 伊原 潔

1. 活動の経過（4月6日以降）

- 4月12日 特定秘密保護法廃止全国交流集会 in 東京 参加
- 4月21日 秘密保護法廃止意見広告運動実行委員会結成
- 4月26日 秘密保護法廃止宣伝署名行動（岡山駅西口,30分,14名,13筆、）
- 5月22日 集団的自衛権行使に反対する実行委員会結成
- 5月24日 秘密保護法廃止宣伝・署名行動（岡山駅西口、10人,10筆）
- 6月議会に向けて県内自治体に秘密保護法廃止請願提出（別紙）
- 6月06日 秘密保護法廃止意見広告掲載（山陽新聞、4,090人,284団体）
- 6月11日 集団的自衛権に反対する抗議デモ 60人参加
- 6月12日 集団的自衛権に反対する宣伝・署名行動（倉敷駅前、7人、宣伝のみ）
- 6月12日 集団的自衛権に反対する宣伝・署名行動（岡山駅西口,30分,16名、39筆）
- 6月15日 私たちの街倉敷のつどい「秘密保護法学習会」80名,講師・中谷雄二弁護士
- 6月19日 秘密保護法廃止請願意見陳述（井原市、1対5否決）
- 6月20日 秘密保護法廃止請願意見陳述（倉敷市1対5否決、高梁市3対4否決）
- 6月25日 秘密保護法廃止請願意見陳述（新見市0対7否決）
- 6月23日 集団的自衛権に反対する宣伝・署名行動（岡山駅西口,30分14名58筆）
- 6月28日 集団的自衛権に反対する宣伝・署名行動（岡山駅西口,1時間,16名85筆）

2. 取り組みの特徴

- *秘密保護法廃止の運動は2014年に入って毎月1回の宣伝・署名行動をはじめたが、集まる署名数は法案成立前のような世論結集には至ってない。
- *5月になって集団的自衛権反対運動の実行委員会として活動することが確認され、別に、市民団体による意見広告運動の実行員会も結成された。6月6日に意見広告。
- *6月になり集団的自衛権反対運動が強化されたため、秘密保護法廃止の署名運動は止まった。しかし、県内議会への請願運動を開始。意見陳述を4自治体で行った。
- *集団的自衛権の請願運動はできてないが、別の単体が単独で陳情を出し始めた。
岡山県は和気町が採択した。
- *6月末になって集団的自衛権の署名が飛躍的に進み、6月28日の宣伝では85筆を集約。
署名運動への参加者も増えた。

以上。

2014年6月27日現在

自治体	連絡先	陳	請	結果
岡山県	(086)224-2111	1		不採択
岡山市	(086)803-1000	1		不採択
倉敷市	(086)426-3030		1	不採択
津山市	(0868)23-2111		1	継続審議
玉野市	(0863)32-5588		1	不採択
笠岡市	(0865)69-2121		1	
井原市	(0866)62-9500		1	不採択
総社市	(0866)92-8218			
高梁市	(0866)21-0200		1	不採択
新見市	(0867)72-6111		1	不採択
備前市	(0869)64-3301		1	
瀬戸内市	(0869)22-1111		1	
赤磐市	(0869)55-1111			
真庭市	(0867)-42-1111	1		不採択
美作市	(0868)72-1111		1	継続審議
浅口市	(0865)44-7000	1		継続審議
和気町	(0869)93-1121	1		趣旨採択
早島町	(086)482-0611	1		
里庄町	(0865)64-3111	1		資料配布のみで終了。
矢掛町	(0866)82-1010			
新庄村	(0867)56-2626	1		資料配布をただけで結果まだ出ていない。
鏡野町	(0868)54-2111	1		資料配布のみで終了。
勝央町	(0868)38-3111	1		趣旨採択
奈義町	(0868)36-4111	1		趣旨採択
西粟倉村	(0868)79-2111	1		継続審議
久米南町	(0867)28-2111		1	
美咲町	(0868)66-1111	1		継続審議
吉備中央町	(0866)54-1313		1	

【 秘密法に反対する全国ネットワーク：第2回全国交流集会への報告書 】

団体名	S t o p ! 秘密保護法わかやま共同行動	代表者	なし
連絡先	和歌山県和歌山市吉田102 国労会館2階 日本国民救援会和歌山県本部 TEL/FAX 073-425-9411 E-Mail oribe@yylaw.jp		

1、4月以降の活動について

- ※ 6月ころからは集団的自衛権の行使容認に反対する活動などとも連携して行動
「S t o p ! 秘密保護法わかやま共同行動」の構成団体の呼びかける各種取り組みにも参加
署名は、「S t o p ! 秘密保護法わかやま共同行動」と各々の団体で推進
- ◇ 4月6日(日)に和歌山市内で『L o c kパレード』
激しい雨の中、約70人が参加
民主党の岸本周平国会議員から激励のメッセージ、秘書が参加
マスコミが報道
- ◇ 5月3日(日)に和歌山城内で開催されたイベント『HAPPY BIRTHDAY 憲法 in Wakayama』(主催:憲法を守る和歌山弁護士の会、9条ネットわかやま)で、「S t o p ! 秘密保護法わかやま共同行動」として出店
(飲料水販売とチラシ配布)
- ◇ 6月6日(金)に『L o c kパレード』
約70人が参加
マスコミが報道
- ◇ 6月19日(木)にJR和歌山駅前周辺で『集団的自衛権行使を断じて許さない～緊急宣伝行動』
「S t o p ! 秘密保護法わかやま共同行動」など8団体が呼びかけ
各団体の代表者らが宣伝カーに登壇して訴え、約50人が参加してチラシを配付
- ◇ 6月23日(月)の「憲法9条を守る和歌山弁護士の会」呼びかけの『憲法破壊を許さないランチTIMEデモ』に参加
- ◇ 6月25日(水)にJR和歌山駅前「街頭宣伝の自由を守る和歌山の会」とともに宣伝行動

宣伝カーで『集団的自衛権の行使に反対し、言論・表現の自由、街頭宣伝の自由を守ろう！』と訴え、チラシを配布

- ◇ 7月1日（火）の「和歌山県地方労働組合評議会」が呼びかけた『集団的自衛権行使容認を許さない緊急昼休みデモ』と『JR和歌山駅前宣伝』に参加

2、今後の取り組みについて

- ◇ 7月9日（水）の「憲法9条を守る和歌山弁護士会」呼びかけのデモに合流予定
- ◇ 8月2日（土）、3日（日）の『2014平和のための戦争展わかやま』で、展示物等でアピールを検討中
- ◇ 8月6日（水）の「憲法9条を守る和歌山弁護士会」呼びかけのデモに合流予定

以上



粘り強く、柔軟に、 ロックアクション

荒木淳子

(秘密保護法廃止！
ロックアクション事務局)

昨年12月6日に強行可決された秘密保護法。この悪法を廃止に持ち込むまで継続して声を上げ続けようという服部さんの呼びかけから、毎月6日の「秘密保護法廃止！ロックアクション」は始まりました。可決直前の12月4日に同じく服部さん呼びかけで行われた「特定秘密保護法案を廃案へ！緊急行動」には40以上の団体が協賛。緊急の呼びかけにもかかわらず800人も市民が扇町公園に集まりました。可決間際の緊迫した状況のもと、世間の関心が高かったこともありますが、大阪には既存の団体をベースに一定レベルの参加者を集める素地があるのでしよう。けれどもこの集客力に寄りかかっていたのでは、運動は広がっていきません。毎月一回の集会&デモを行うに当たり、実行委員会として最初に考えたのは、この運動をいかに幅広い層、今まで市民運動に参加したことのない人、とりわけ若い人に広げていくかということでした。

『ロックアクション』というタイトルも、こういった模索の中から生まれました。覚えやすく、若い人も参加しやすい集会名を。六(ろく)の日とロック(悪法)に鍵をかける・封じ込める」と音楽のRockをかけて、「毎月6日はロックの日！秘密保護法廃止！ロックアクション」という集会タイトルを決めました。サウンド隊にも参加を呼びかけ、今では多くの人が太鼓などの楽器を持って参加してくれるようになりました。プロのサクソ奏者の方も、毎回ロックアクションに参加してデモを盛り上げてくれています。

このロックアクション(または6の日行動)は関西では大阪、京都、奈良、兵庫、滋賀で行われ、6月からは和歌山でも行われます。いまや全国でも広く呼びかけられ、全国各地でアクションが展開されています。



1月6日の第一回集会の300人にはじまり、毎回500人前後の参加者を集め、少しずつ進化してきたロックアクション。4月6日の日曜日には、より広い呼びかけを行いました。「平和人権センター」と「立憲フォーラム」と「ロックアクション」、この三者の共催で「憲法」と「秘密保護法」をテーマにした大集会を行うという画期的な試み。扇町公園に4000人を集め、「守れ憲法！許すな秘密保護法！関西集会」を開催しました。本集会の前に行われたロックアクション独自の企画では、ライブを中心にした音楽イベントに600人が参加。本集会では各共催団体と弁護士会からゲストを迎えてスピーチ中心の集会。音楽イベントと従来型の集会の組み合わせという構成も、新しい試みでした。長年スピーチ中心の集会に参加してきた人たちがライブを聞き、最近になって初めてデモや集会に参加するようになった一般参加の市民が長年運動を担ってきた方たちのずしりと重いスピーチを聞く。ライブは内容・段取りともに準備不足で反省点の多いものとなりましたが、それでもいままでにない接点を持ったことは成果だったと思います。まだ始まったばかりですが、市民運動主体のロックアクションと、労働組合が主体となった平和人権センター、そして超党派の議連である立憲フォーラムとの今までにない繋がりができました。それを今後どのように生かしていく

かが、運動をより強固なものにしていくために重要になると思います。

5月6日は大規模な集会は行わず、梅田や心斎橋の街頭で「フラッシュ・モブ」を行いました。フラッシュ・モブとは、「インターネット上や口コミで呼びかけた不特定多数の人々が申し合わせて雑踏の中の歩行者を装って公共の場に集まり、突如パフォーマンス(ダンスや演奏)を行って周囲の関心を引く」というもの。有名なロックバンド「クイーン」のヒット曲「We will rock you」をもじって「lock」を「lock」に置き換え、「We will lock you 秘密法！」(秘密法よ、お前を封じ込めてやる!)をテーマソングに人通りの多い街頭でパフォーマンス。といっても、クイーンのポール・フレディをまねたコスチューム(口髭、胸毛、サングラスなど)を身に着け、「秘密保護法廃止！」のプラカードを掲げて立っているというだけのもの。このフラッシュ・モブには予想を超える40人以上が参加、人目を引く集団がプラカードを掲げて立っているだけでも、道行く人にインパクトを与えることができました。自主参加の市民グループは歌と踊りも披露してくれました。フラッシュ・モブのあと、難波で行われた集会&デモには350人が参加。人通りの多い御堂筋で、テーマソングを歌いながらアピールを行いました。

以上が今年前半のロックアクションの概略です。

ロックアクションは、まだまだ進化中です。秘密保護法の廃止に向け、粘り強く、柔軟なアクションを展開していきたいです。

大阪弁護士会主催
7月6日(日) 15時 @扇町公園
「平和主義が危ない！」
秘密保護法廃止！大集会



秘密保護法廃止！ ロックアクション

わたしたちは、12月6日の屈辱を決して忘れない…。
秘密保護法廃止に向けて、稀代の悪法が強行採決された毎月6日を
秘密保護法ロックの日として、大阪でデモ・アクションを行っています。

2013年12月緊急アクション@扇町公園

2014年1月@中之島女神像前

2014年2月6日@中之島女神像前

2014年3月6日@中之島女神像前

2014年4月6日大アクション!@扇町公園

2014年5月6日フラッシュモブ&デモ
@大阪市内各地・新町北公園

2014年6月6日@中之島剣先公園

2014年6月17日@中之島水上ステージ
集团的自衛権閣議決定反対・緊急集会

2014年6月30日・7月1日@自民党大阪府連前
集团的自衛権閣議決定抗議行動



毎月のインフォメーションはこちらで!

BLOG <http://himitsu.lock.hatenablog.com/>

FB <https://www.facebook.com/himitsulock>

Twitter@himitsu.lock

youtube@lockhimitsu



『特定秘密保護法』 が、施行されると・・・。

その1 ロックミュージシャンの悲劇



その2 化石博士の悲劇



その2 管理者エルビス君の悲劇



秘密保護法廃止ネットワークおおさか（略称：秘密ネット大阪）

結成 ■2013年11月15日に『何が秘密、それは秘密』秘密保護法反対11・15緊急集会」をやる！と、同年10月下旬に、集会準備会が発足。集会は、情勢報告・法案問題点学習・リレートーク。

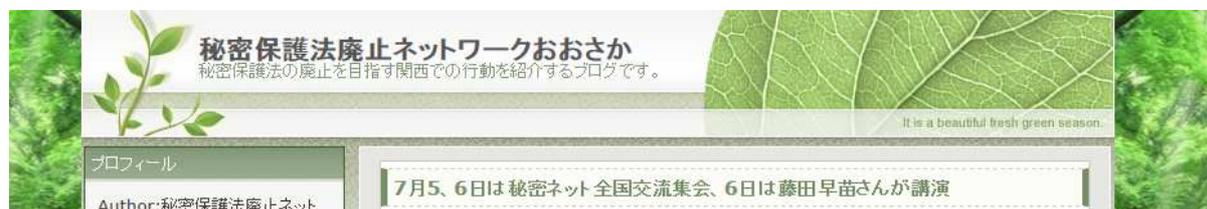
■集会後、連日のように、大阪の各主要駅前、街頭宣伝を実施。他団体の宣伝・デモにも参加。多くの団体主催の学習会にも弁護士が多数講師を務める。

■12月6日以後、市民の意識は高まったが、各種団体らが行う学習会・宣伝・デモ等の情報をキャッチできない不便さを解消するための、情報集約・発信センターが必要でないかと議論。

■2014年1月半ば、「秘密保護法廃止ネットワークおおさか」がスタート。事務局は関西MIC。

活動 ■1月下旬から、ブログで情報発信。

<http://himitsuhaishiosaka.blog.fc2.com/>



■2月28日、「だまってられへん！秘密保護法～秘密保護法に反対する学習と交流の集い」を主催。国家秘密法制研究者の齋藤豊治先生から学んだり、新聞労連副委員長から東京の情勢を聞いたり、秘密保全法に反対する愛知の会の矢崎暁子弁護士から愛知の取り組みの紹介を受けたり。

■大阪各所の学習会・宣伝・デモ等の情報を収集、ブログで事前に発信。事後に報告。毎月6日、9日宣伝、地域の学習会、秘密保護法廃止！ロックアクションの活動、大阪弁護士会4/12集会など。

■4月6日、秘密法反対全国ネットの第1回全国交流集会に参加。全国の精力的な活動に敬意。その苦勞に学び工夫に感心。

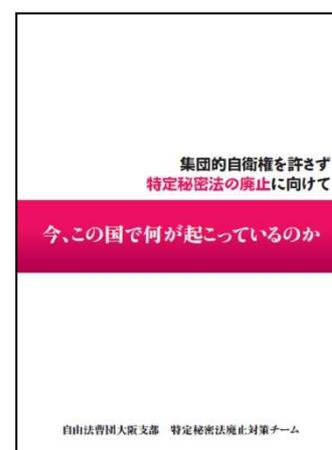
■4月9日、秘密ネット大阪に事務局として参加する自由法曹団大阪支部が、集団的自衛権を許さず特定秘密法の廃止に向けて『今、この国で何が起きているのか』パンフレットを発行。

憲法9条に反し戦争国家をめざす国家安全保障基本法案(2012年7月自民党発表)が、細分化されて、教育、科学技術、秘密保護、国民の責務、武器輸出入などの分野で順次実施されている全体像を明らかにする厚い内容。4000部販売。

■5月1日メーデー会場宣伝。自由法曹団大阪支部のパンフを用いた弁護士講師派遣(無料)を大宣伝。以後、労働組合・平和団体・女性団体等から要請多数。

■6月5日、「安保法制懇のデタラメを突く！集団的自衛権を許さず、特定秘密法の廃止に向けて『今、この国で何が起きているのか』確信から展望へ」を自由法曹団大阪支部と共催。5/15安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)の出した報告を批判、特定秘密保護法と一連の戦争への策動に対抗するために学習。

■7月5・6日(土日)で、秘密保護法廃止！ロックアクションと共同で、秘密法に反対する全国ネットワーク第2回全国交流集会の、開催地を引き受ける決心、以後、準備。



自由法曹団大阪支部（秘密ネット大阪・事務局団体）
憲法・特定秘密法・集団的自衛権の学習会講師派遣一覧

日付	学習会等主催者	弁護士	日付	学習会等主催者	弁護士	日付	学習会等主催者	弁護士
2013. 5. 10	地域の年金者団体	正木みどり	2013. 8. 31	労働組合産別連合	坂田宗彦	2014. 6. 11	人権活動団体地域支部	佐々木正博
2013. 5. 15	労働組合地域連合	河村学	2013. 9. 3	女性団体の地域班	上山勤	2014. 6. 11	労働組合の地域連合	上山勤
2013. 5. 20	戦争展実行委員会	岩佐賢次	2013. 9. 13	医療生協	上山勤	2014. 6. 14	地域 <small>の</small> 商工者団体 <small>・</small> <small>4H</small>	佐々木正博
2013. 5. 26	地域の9条の会	松本七哉	2013. 9. 15	女性団体大会分科会	原野早知子	2014. 6. 15	地域の9条の会	中平史
2013. 5. 27	女性団体の地域支部	宮本亜紀	2013. 9. 28	労働組合産別連合	須井康雄	2014. 6. 16	地域 <small>の</small> 商工者団体 <small>・</small> <small>4H</small>	坂田宗彦
2013. 5. 27	労働組合	井上直行	2013. 10. 24	女性団体の地域班	松本七哉	2014. 6. 17	女性団体	上山勤
2013. 5. 28	病院	岩佐賢次	2013. 10. 24	地域の商工者団体	宮本亜紀	2014. 6. 18	政党の地域後援会	正木みどり
2013. 5. 30	女性団体の地域支部	正木みどり	2013. 11. 3	地域の9条の会	寺沢勝子	2014. 6. 18	年金者団体の女性部	渡辺和恵
2013. 6. 2	地域の商工者団体	藤井恭子	2013. 11. 14	人権活動団体地域支部	宮本亜紀	2014. 6. 22	労働組合	村田浩治
2013. 6. 2	労働組合産別連合	上山勤	2013. 11. 17	地域の9条の会	井上耕史	2014. 6. 24	女性団体の地域支部	佐々木正博
2013. 6. 4	労働組合地域連合	寺沢勝子	2013. 11. 17	戦争展実行委員会	原野早知子	2014. 6. 24	女性団体の地域支部	長岡麻寿恵
2013. 6. 7	地域団体連合	宮本亜紀	2013. 11. 14	女性団体	上山勤	2014. 6. 26	青年団体の地域支部	中平史
2013. 6. 8	地域の9条の会	平山正和	2013. 11. 21	医療生協病院	井上耕史	2014. 6. 27	医療生協	宮本亜紀
2013. 6. 8	地域の9条の会	松本七哉	2013. 11. 21	政党の地域後援会	楠晋一	2014. 6. 28	地域の9条の会	井上耕史
2013. 6. 8	労働組合地域連合	辰巳創史	2013. 11. 27	自治体の労働組合	宮本亜紀	2014. 7. 1	女性団体の地域支部	正木みどり
2013. 6. 8	政党地区委員会	井上耕史	2013. 11. 34	地域の社保協	中平史	2014. 7. 4	政党の地域後援会	辰巳創史
2013. 6. 10	住民グループ	辰巳創史	2013. 11. 34	地域の9条の会	愛須勝也	2014. 7. 5	女性団体の地域支部	中平史
2013. 6. 11	労働組合	河村学	2013. 11	地域の女性団体	渡辺和恵	2014. 7. 5	女性団体の地域支部	増田尚
2013. 6. 12	職場革新懇	須井康雄	2013. 12. 1	政党の地域後援会	戸谷茂樹	2014. 7. 10	地域の9条の会	杉島幸生
2013. 6. 12	女性団体の地域班	原野早知子	2013. 12. 1	地域の9条の会	原野早知子	2014. 7. 12	政党の職場後援会	吉村友香
2013. 6. 15	女性団体の地域班	中平史	2013. 12. 1	政党地区委員会	鈴木康隆	2014. 7. 13	地域の9条の会	井上耕史
2013. 6. 16	政党地域支部	坂田宗彦	2013. 12. 3	福祉団体	中平史	2014. 7. 13	労働組合産別連合	岸本由起子
2013. 6. 16	地域の商工者団体	平山正和	2013. 12. 5	医療生協診療所	楠晋一	2014. 7. 14	労働組合産別連合	長岡麻寿恵
2013. 6. 16	政党の地域後援会	原野早知子	2013. 12. 14	女性団体の職場班	原野早知子	2014. 7. 14	医療生協診療所	宮本亜紀
2013. 6. 16	女性団体の地域班	喜田崇之	2013. 12. 1	医療生協診療所	宮本亜紀	2014. 7. 18	医療生協	中平史
2013. 6. 20	地域団体連合	杉島幸生	2013. 12. 24	医療生協病院	森信雄	2014. 7. 20	地域の9条の会	井上耕史
2013. 6. 20	政党地区委員会	喜田崇之	2013. 12	医療生協病院	平山正和	2014. 7. 20	青年団体	遠地靖志
2013. 6. 22	労働組合産別連合	坂田宗彦	2014. 1. 18	年金者団体	井上耕史	2014. 7. 20	女性団体	渡辺和恵
2013. 6. 22	女性団体の地域班	原野早知子	2014. 1. 18	地域 <small>の</small> 商工者団体 <small>・</small> <small>4H</small>	坂田宗彦	2014. 7. 24	労働組合地域連合	平山正和
2013. 6. 22	医療生協の診療所	中平史	2014. 1. 21	青年団体の大学班	井上耕史	2014. 7. 26	女性団体の地域支部	野条健人
2013. 6. 23	キリスト教会	井上耕史	2014. 1. 23	医療生協のグループ	宮本亜紀	2014. 7. 26	教職員組合連合	齋藤豊治
2013. 6. 23	地域団体連合	辰巳創史	2014. 1. 25	政党府委員会	吉村友香	2014. 7. 26	地域の平和団体	井上耕史
2013. 6. 26	政党地区委員会	須井康雄	2014. 1. 26	医療生協診療所	宮本亜紀	2014. 7. 26	女性団体の地域支部	野条健人
2013. 6. 29	労働組合	杉島幸生	2014. 1. 28	医療生協	藤井恭子	2014. 7. 29	障害者団体 <small>の</small> 地域支部	宮本亜紀
2013. 6. 29	平和団体	井上耕史	2014. 2. 8	医療生協	宮本亜紀	2014. 8. 2	障害者作業所	井上耕史
2013. 6. 29	教職員組合	辰巳創史	2014. 2. 9	政党の地域後援会	増田尚	2014. 8. 8	医療者の労働組合	辰巳創史
2013. 6. 29	女性団体地域支部	村田浩治	2014. 2. 11	女性団体の地域支部	宮本亜紀	2014. 8. 9	医療生協診療所	平山正和
2013. 6. 30	キリスト教会	平山正和	2014. 2. 28	女性団体の地域班	宮本亜紀	2014. 8. 9	障害者作業所	井上耕史
2013. 6. 30	キリスト教会	井上耕史	2014. 3. 4	自治体の労働組合	伊賀興一	2014. 8. 10	女性団体の地域支部	高橋徹
2013. 6. 30	キリスト教会	宮本亜紀	2014. 3. 27	医療職場の9条の会	増田尚	2014. 8. 23	女性団体の地域班	河村学
2013. 7. 2	医療生協診療所	喜田崇之	2014. 3. 30	地域の9条の会	村田浩治	2014. 9. 28	政党の女性後援会	上山勤
2013. 7. 2	労働組合産別連合	河村学	2014. 4. 9	戦争展実行委員会	岩佐・野条	2014. 10. 1	女性団体の地域支部	渡辺和恵
2013. 7. 3	女性団体地域班	正木みどり	2014. 4. 25	地域の9条の会	藤井恭子			
2013. 7. 7	キリスト教会	村田浩治	2014. 5. 8	革新懇	伊賀興一			
2013. 7. 8	地区の議員事務所	中平史	2014. 5. 14	労働組合地域連合	伊賀興一			
2013. 7. 11	地区の議員演説会	寺沢勝子	2014. 5. 23	医療生協	遠地靖志			
2013. 7. 12	政党地区委員会	岡崎守延	2014. 5. 23	医療生協	原野早知子			
2013. 7. 12	地区の議員演説会	寺沢勝子	2014. 5. 24	女性団体	渡辺和恵			
2013. 7. 17	女性団体地域支部	中平史	2014. 5. 28	労働組合産別連合	杉島幸生			
2013. 7. 18	女性団体	上山勤	2014. 5. 30	政党の地域後援会	中平史			
2013. 7. 18	医療生協	上山勤	2014. 5. 31	中云議員の市政報告会	長岡麻寿恵			
2013. 7. 27	医療生協	宮本亜紀	2014. 5. 31	フェアトレードショップ	中平史			
2013. 7	地域の商工者団体	杉本吉史	2014. 5	生活協同組合理事会	城塚健之			
2013. 8. 7	労働組合	杉島幸生	2014. 6. 1	政党の地域後援会	齋藤豊治			
2013. 8. 9	生活協同組合	吉村友香	2014. 6. 6	地域の9条の会	向井啓介			
2013. 8. 22	労働組合産別連合	坂田宗彦	2014. 6. 7	労働組合産別連合	佐々木正博			
2013. 8. 24	教職員組合	辰巳創史	2014. 6. 8	地域の9条の会	井上耕史			
2013. 8. 26	地域の商工者団体	原野早知子	2014. 6. 8	住民グループ	中平史			
2013. 8. 28	政党の地域後援会	杉島幸生	2014. 6. 8	女性団体の地域支部	井上洋子			
2013. 8. 31	女性団体の地域支部	宮本亜紀	2014. 6. 10	社会福祉法人	平山正和			

その他、多数。
*自由法曹団大阪支部では、2013年4月幹事会にて、国家秘密法制研究者の齋藤豊治先生（弁護士・団支部員）を講師に、秘密保全法制（当時の呼称）について学習し、憲法テーマの講師要請には、秘密保全法に言及することとしていた。

秘密保護法に反対する全国ネットワーク 第2回交流集会

討論のまとめと行動提起

★2日間にわたる議論の中で、以下のような意見が出されました。

- ・国連自由権規約の問題から、国際的な非合法性を、もっと市民にわかりやすく訴えるべきだ。
- ・集団的自衛権との関係をきちんと伝え、秘密保護法廃止の必要性と一緒に訴えたい。
- ・民主主義、立憲主義を踏みにじる安倍首相をやめさせないとダメだ。
- ・共通番号制、北大生スパイ事件をはじめ冤罪事件などとの関係も重要である。

★また、取組みの課題については、以下のような報告と意見がありました。

- ・多くの市民を巻き込む工夫が、もっと必要だ。
- ・シール投票など、問題を市民に広げるアイデアを。
- ・高校生、あるいは小学生中学生にも訴えたい。
- ・運動の広がりが必要だ。今まで交流のなかった諸団体とも連携する。弁護士会など党派性が薄く、影響力の強い組織との共闘は効果大きい。

★以上の討論を踏まえ、以下の通り5つの【取組みの方向性のあり方】と6つの【具体的行動提起】を示します。

【取組みの方向性のあり方】

1. あくまでも秘密保護法を廃止させる。廃止法案を成立させるための取組みの重要性を意識しながら運動を構築しよう。
2. 7月15、16日に行われる国連自由権規約委員会の審査に注目し、その動向を市民に広め、勧告を政府に無視させない。
3. 各自治体への意見書採択請願の取組みを重視しよう。
4. 運用基準のパブリックコメントに向けた取組みを「数を示す」重要な取組みと位置づけよう。
5. 改定された国会法の問題点を広め、運用への監視を強めよう。

【具体的行動提起】

1. 「6の日宣伝」に引き続き精力的に取り組もう。
2. 廃止署名を広めよう。
3. 9月議会に向けて全国で意見書採択の請願行動を、一斉に取り組もう。
4. 運用基準パブリックコメントに全国で、全力で取り組もう。
5. 節目節目での全国的なアクションの企画と提起を、ともに考え、発信しよう。
6. ネットワークの特性を活かして、あらゆる情報共有をもっと進めよう。そして、市民にこの問題を拡げるためのあらゆるアイデア・工夫を共有し、実践しよう。

★そして、最後に、愛知・大阪と2回開催された交流集会在が、各地の秘密保護法廃止を求める取組みを大きく進める力になっていることを確信し、ぜひとも遠くない将来に第3回目の交流集會を開き、さらに運動を力強いものとして継続することを、皆さんで確認しようではありませんか。

2014年7月6日

特定秘密保護法の廃止を求めるアピール

特定秘密保護法は、全国各地で反対運動が盛り上がっていたにもかかわらず、国会内で圧倒的多数を占める与党の賛成により2013年12月6日に成立しました。特定秘密保護法に反対する市民が、国会を取り囲むなかでの拙速な採決でした。

12月15日、国家安全保障会議が開かれ、国家安全保障戦略が作成されました。その内容は、「積極的平和主義」のもと外交力と防衛力を駆使して日本の役割を拡大し、日本の価値や存在感を高めることによって世界中に仲間を増やし、これを通じて秩序を乱す国に対し、国際的に圧力をかけられる環境を作り出していこうというものです。これとほぼ同時に、南スーダンにPKOで派遣されている自衛隊が、韓国軍に弾薬を提供したことがわかりました。2014年4月には、武器輸出三原則も原則的禁止から、条件を満たせば輸出を包括的に認める防衛装備移転三原則へと変更されています。

5月15日、安倍首相の私的諮問機関である安保法制懇が、集団的自衛権行使の包括容認や無制限の国連集団安全保障活動への参加を認めるべきとする報告書を提出し、それを受けて、安倍首相は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき限定的に集団的自衛権を行使することは許される」との方針を示しました。その後、通常国会が閉会した直後の7月1日、従来の政府の憲法解釈を変更するとの閣議決定を行いました。これにより、これまで憲法上認められないとされてきた集団的自衛権を行使することができるようになったとして、政府は、今後、集団的自衛権を行使するために必要な個別の法律を秋以降の国会で審議するとしています。

しかし、これらは全て、一部の政府関係者や与党の執行部のみで決められたものです。日本の安全保障政策の変更は、憲法改正またはそれに準じる問題として、日本に住む全ての人に関わりのある事柄であり、広く全社会的議論を経てコンセンサスを得ながら進めていくべきものです。それにもかかわらず、特定秘密保護法の制定から始まり、今回の閣議決定による憲法解釈の変更は、一部の政治家によってごく短時間のうちに進められてしまいました。日本に住む多くの者が望んでいたものではなく、絶対に許されるものではありません。

また、国会法が改定され、各議院に、特定秘密の運用状況等を監視する常設の「情報監視審査会」が設置されることになりましたが、情報を提供するか否かは政府の判断が優先されており、現場からの内部通報者を守り、訴えを受け止める仕組みもありません。これでは秘密指定の濫用を監視できません。また、審査会は非公開とされており、市民の側からは、何をどう議論されているのかが全く見えなくなっています。

そして私たちは、7月5、6日に開催された第2回全国交流集会で、エセックス大学人権センター研究員の藤田早苗さんを講師に招き、特定秘密保護法が明確な国際人権法違反であること、さらには人格権の重要な一部をなす市民の情報へのアクセス権の侵害でもあることを深く学び、そしてこの事を広く市民に伝えていくこと、国に国際法を守らせる運動が必要なことを確認しました。

私たちは、この国の主権者として、また、この国で平和のもとに生存する権利を有する者として、一部の政治家によって推し進められた特定秘密保護法の制定及びその後進められた日本の安全保障政策の変更にも強く抗議します。私たちは、戦争準備のための特定秘密保護法の廃止を求め、平和に暮らすことができる国づくりのための運動を行っていきます。

以上、集会参加者の総意としてここに確認し、宣言します。

2014年7月6日 秘密法に反対する全国ネットワーク第2回全国交流集会 参加者一同